

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月25日
【事業年度】	第14期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【会社名】	PRONI株式会社
【英訳名】	PRONI Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 柴田 大介
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田三丁目20番14号住友不動産高輪パークタワー12F
【電話番号】	03-5475-5350
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部部长 小林 亮
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田三丁目20番14号住友不動産高輪パークタワー12F
【電話番号】	03-5475-5350
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部部长 小林 亮
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	1,165,284	1,216,601	1,683,982	2,197,804	3,233,597
経常利益又は経常損失( ) (千円)	473,463	621,981	727,247	383,095	361,809
当期純利益又は当期純損失( ) (千円)	475,756	624,271	729,514	270,464	533,582
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	321,722	321,722	413,256	413,256	4,382,560
普通株式 (株)	224,725	224,725	224,725	224,725	4,382,560
A種優先株式 (株)	21,970	21,970	21,970	21,970	-
B種優先株式 (株)	75,027	75,027	75,027	75,027	-
C種優先株式 (株)	-	-	91,534	91,534	-
純資産額 (千円)	751,829	127,557	922,975	663,207	1,631,816
総資産額 (千円)	1,464,297	1,339,466	2,132,596	1,771,498	3,354,362
1株当たり純資産額 (円)	3,106.33	5,884.27	913.05	1,033.41	362.48
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は当期純損失( ) (円)	1,478.78	1,940.41	188.10	65.45	128.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	115.82
自己資本比率 (%)	51.3	9.5	43.3	36.8	47.4
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	47.6
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	13.78
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	694,208	343,214	587,171
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	5,623	1,152	71,184
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	1,413,313	179,184	742,183
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	1,723,100	1,199,549	2,457,719
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	87 (65)	86 (71)	122 (78)	123 (69)	156 (28)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	-
(比較指標：-) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	1,944
最低株価 (円)	-	-	-	-	1,686

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、第10期から第13期までの潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、第10期から第13期については 1 株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。また、当社は、2025年12月24日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、第14期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は、新規上場日から第14期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 第10期から第13期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
6. 第10期から第13期までの 1 株当たり純資産額については、優先株式の払込金額を控除して計算しております。
7. 第10期から第13期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
9. 第12期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- なお、第10期及び第11期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
10. 第10期及び第11期はキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目を記載しておりません。
11. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第11期の期首から適用しており、第11期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
12. 第13期まで株式で調達した資金を用いて人材等の体制拡充を含めた成長投資に充てており、損失を計上しております。
13. 2025年9月17日付で普通株式 1 株につき10株の株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を算定しております。
14. 2025年12月24日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第10期から第14期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
15. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
- なお、2025年12月24日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

## 2【沿革】

当社は代表取締役栗山規夫により、2012年10月に「受発注を変革するインフラを創る」をビジョンに設立されました。

2012年10月	株式会社ユニラボ（現 PRON I 株式会社）を東京都目黒区にて創業
2014年2月	ビジネス比較・発注サイト「アイミツ」をリリース
2014年9月	「発注コンシェルジュサービス」をリリース
2014年11月	本社を品川区西五反田一丁目32番4号に移転
2016年2月	本社を品川区東五反田一丁目6番3号に移転
2020年7月	本社を東京都品川区東五反田三丁目20番14号に移転
2020年12月	アイミツにSaaSカテゴリーを追加
2021年4月	新サービス「アイミツCLOUD」リリース（現 PRON I アイミツ（現在、サービス・機能はPRON I アイミツへ統合・再編））
2022年12月	第4回日本サービス大賞・優秀賞を受賞（主催：公益財団法人日本生産性本部、後援：経済産業省）
2023年9月	リブランディングの実施。社名を「PRON I」へ、サービス名称を「PRON I アイミツ」へ変更
2024年5月	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）（注1）認証取得
2025年12月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場

（注1）ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）は、組織の情報資産を保護するために情報セキュリティを管理・維持する体制です。リスクアセスメントを行い、適切な管理策を実施し、継続的な改善を行うことで、機密性・完全性・可用性を確保します。ISO/IEC 27001などの国際規格に基づき運用されることで、信頼性が高まり、ビジネスリスクの低減や法規制への対応が可能となります。

### 3【事業の内容】

#### (1) 当社のパーパスと日本経済の状況

当社は、「中小企業の挑戦を支援し、日本経済の再成長に貢献する」というパーパスと「受発注を変革するインフラを創る」というビジョンを掲げ、IT関連を中心としたサービス領域において、発注企業と受注企業の最適なマッチングの実現を目指すBtoB受発注プラットフォーム「PRON Iアイミツ」を運営しております。

当社では、発注企業の多様な発注ニーズや経営課題に対応できるよう、広範なサービス領域におけるマッチングを推進しておりますが、特にITサービスやSaaS（Software as a Service）ツール等のマッチングを通じた中小企業のデジタルトランスフォーメーション化（DX化）に注力し、日本社会の様々な「不（経営課題）」を解決し、中小企業及び日本経済の成長を後押しすることを目指しています。

日本の中小企業が抱える経営上の「不（経営課題）」は多岐に亘りますが、当社では、主要なものを下記と考えております。

- ・人手不足
- ・営業力・販路開拓力の不足
- ・生産性の低さ

このうち、「生産性の低さ」については、日本の労働生産性はOECDに加盟する38ヶ国中29位であり（注1）、その低さは日本経済の最大の課題の一つであると認識しています。日本の低生産性の大きな要因としては、企業数において日本全体の99%超を占める中小企業の労働生産性が大企業の50%程度に留まっていることが挙げられます（注2）。

この状況から、当社は、中小企業の生産性の向上が日本経済の再成長の最大の鍵の一つであると考え、上記の課題のうち、特にDXを通じた生産性の向上の実現を目指しています。

（注1）公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較」

（注2）中小企業庁「中小企業白書」（2025年）、総務省統計局「令和3年経済センサス 活動調査」（2021年）、財務省「法人企業統計調査年報」

#### (2) サービス概要

##### マッチング領域

当社のBtoB受発注プラットフォームは、企業経営におけるあらゆる課題や業務に対応できるよう、広範な領域におけるマッチングを推進しております。具体的には、営業・マーケティングといった事業部門の強化のためのサービスやBPO（注1）から、経理・財務、人事・法務といった管理部門の専門業務まで多様な経営ニーズに対応しております。これらの広範なマッチング領域の中で、その中核をなしているのは、DX化に資するIT関連領域であり、SaaSやAIツール、システム開発等のサービスのマッチングが主要カテゴリーとなっております。なお、受注企業が提供するサービスに応じてカテゴリーを区分した運営を行っておりますが、当社が提供するサービスの基本的な構造は共通であるため、当社サービスや事業セグメントとしての区分はございません。

##### 受発注企業への提供価値

発注企業は、マッチングによる発注を通じて、DX化やアウトソーシングによる人手不足の解消や生産性の向上を図ることができ、また、マーケティング支援サービスの導入や営業のアウトソーシング等による営業力や販路開拓力の強化が可能になると考えております。また、受注企業は、当社プラットフォームの活用を通じて、顧客獲得効率の改善や売上増の実現を図ることが可能です。

##### 「データ×AI」を軸としたマッチングシステム

具体的なマッチングプロセスとしては、発注企業が当社ウェブサイトやヒアリングを通じて要件情報を当社プラットフォームに登録すると、マッチングシステムが経営課題や発注要件を解析し、最適な受注企業候補を抽出するとともに、要件に合致した受注企業に案件情報が連携され、マッチングを実現します。

このマッチングプロセスにおいては、AIや当社が創業来蓄積したマッチングデータベースが全面的に活用されており、最適なマッチングの実現を図るとともに、オペレーションの迅速化や企業間取引の効率化を促進することを目指しています。

##### DXコンシェルジュによるマッチング及び経営課題解決支援

マッチングに際しては、DXコンシェルジュ（注2）をはじめとするサポートチームが発注企業の経営課題や発注要件をヒアリングし発注の伴走支援を行うことで、受発注企業双方にとって、より精緻且つ質の高いマッチングの実現を推進しております。

また、DXコンシェルジュは、問い合わせのあった発注の要件を精査するのみならず、発注企業の経営課題の理解を通じて、新たな発注獲得や発注提案を行い、継続的に発注企業の経営課題の解決を図っています。このように「データ×AI」が実現するマッチングの最適性・効率性と、DXコンシェルジュをはじめとする「人」の介在による質の高いサポートを融合させることで、受発注企業の経営課題に対し最適な解決策の提供を目指すプラットフォームを展開しております。

#### 料金体系

サービス利用に際しては、発注企業の利用料を無料とし、受注企業からはマッチング手数料やシステム利用料等を受領する仕組みを採用しております。受注企業の利用料は、受注企業が提供するサービス領域や領域ごとの発注数等の発注動向、受注企業の意向等に応じた多角的な料金体系を設計することで、受注企業の利便性及び満足度の向上、当社収益の安定化を図っております。

具体的には、受注企業の利用料の形態は、マッチング課金、月額課金、その他課金に大別されます。サービス領域に応じて設定される主たる料金体系は、AIツールを含むSaaS領域においてはマッチング課金、他の役務サービス領域においては月額課金が中心となっております。役務サービス領域では、月額課金を中心としつつも、発注の動向や受注企業の意向に応じて、マッチング課金も選択的に設定されています。各料金体系の詳細及び特性は下記の通りであります。

**マッチング課金：**当社プラットフォーム上で発注企業と受注企業のマッチングが成立した際に、受注企業に対して発生する従量型の利用料。マッチング課金の総額は、マッチング課金契約を結ぶ受注企業に対して、当社プラットフォームで実現されたマッチングの数に原則として連動

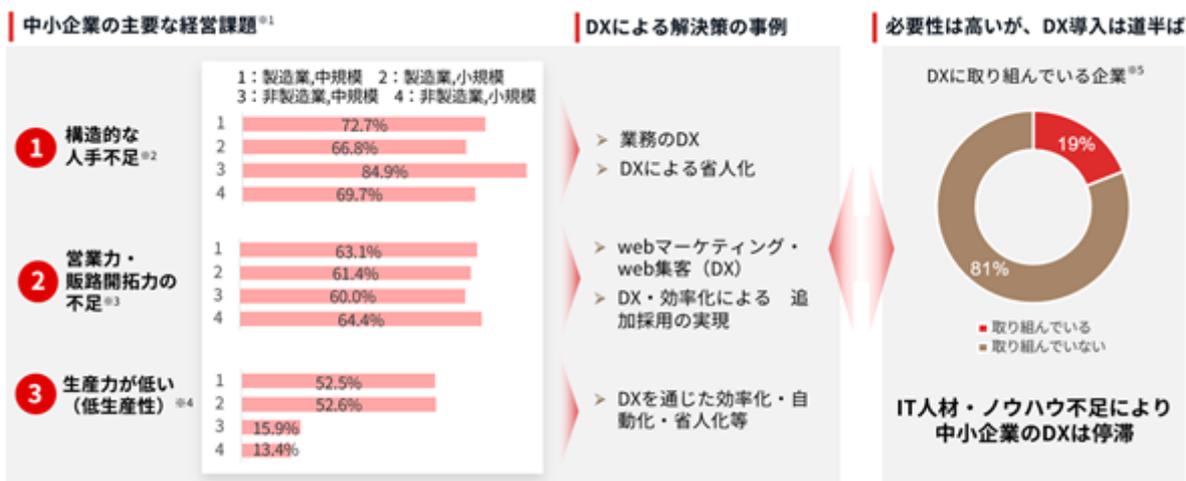
**月額課金：**マッチングに伴うシステム利用料やメディア掲載料等を基礎とする月額固定型の利用料。いずれの利用料も実現されるマッチングの数には短期的には連動しないが、中長期的にはマッチングの数を中心とした当社プラットフォームの規模に連動

**その他課金：**初期登録費用や一部の契約において発生するマッチング後の成約に伴う成約手数料等。原則、月額課金に付随する形で販売される。いずれの利用料も実現されるマッチングの数には短期的には連動しないが、中長期的にはマッチングの数を中心とした当社プラットフォームの規模に連動

(注1) ビジネスプロセスアウトソーシング

(注2) 発注企業へのヒアリングを通じて発注要件の把握や発注支援を行い、またヒアリング結果に基づく追加発注提案等を通じて経営支援を提供するチーム

#### 中小企業の経営課題とDX化の導入状況



(注)1. (株)野村総合研究所「中小企業の経営課題と公的支援ニーズに関するアンケート」

2. アンケート回答「構造的な人手不足」の具体的内容：人材の確保・育成、後継者の育成・決定

3. アンケート回答「営業力・販路開拓力の不足」の具体的内容：営業力・販売力の維持強化、国内の新規顧客・販路の開拓、海外の新規顧客・販路の開拓

4. アンケート回答「生産性が低い」の具体的内容：設備増強、設備更新、設備廃棄

5. 中小企業基盤整備機構「中小企業のDX推進に関する調査(2024年)」

PRON Iのビジネス構造

中小企業の経営課題を「プロとの出会い」を通じて解決するプラットフォーム  
- 特に中小企業のDX化をマッチングを通じて実現 -



中小企業の経営課題をマッチングを通じて解決



当事業の詳細と主な強みは以下のとおりです。

#### BtoB総合プラットフォームとしての独自性と業界有数の事業規模

当社は、受発注プラットフォームの提供を通じて、システム開発等のIT関連領域（SaaS、AI除く）、SaaS領域、AI領域（AIを活用したソフトウェアやITサービスを含む）、販促サービス領域、HR領域、オフィス総務領域等、幅広いサービスカテゴリーにおいて、発注企業と受注企業のマッチングを実現しています。当社では、一般的には特定の領域に特化するプラットフォーム事業者が多く、広範なカテゴリーにおいて横断的に総合型プラットフォームを運営する企業は少数に留まると認識していることから、当社プラットフォームはBtoB領域において、独自のポジショニングを確立していると考えています。

また、当社プラットフォームは、累計68万件のマッチング実績（マッチング成立数：注1）を有し、発注企業数（注2）は25万社、課金受注企業数（注3）は1千社を超える規模に達しており（いずれも2025年12月時点）、当社では、事業規模は少なくとも業界有数と言えるものであると認識しております。

この独自のポジショニングとプラットフォームとしての有数の事業規模は、当社事業領域における参入障壁として機能するとともに、多くの利用企業が相乗効果的に集まることでマッチングの質や顧客体験の向上を実現し、更にプラットフォームが拡大する好循環を生んでいるものと考えています。

加えて、総合型プラットフォームであるため、特定の分野で発注を行った企業が他の分野においても発注を行う余地が大きく、発注企業の経営課題に網羅的に対応することが可能であるとともに、追加的な発注獲得を通じたマッチング成立数の増大、更にはプラットフォームの成長を実現しやすい事業構造を有していると考えております。

（注1）マッチング成立：発注企業と受注企業の希望要件及び当社所定の確定ステータスを満たした上で、紹介が確定すること。受注企業に対しては、直接または間接的に課金の根拠となる。マッチング成立数は、マッチング成立の件数

（注2）当社との契約に基づき、発注会員としてのステータスを有する企業数

（注3）契約している受注企業のうち、25年1～12月の間に当社サービスの利用があり、課金が発生した企業の数

#### 大容量且つ詳細な一次情報を有するデータベース

当社は創業以来、68万件を超えるマッチング実績と、継続的な受発注企業との連携を通じて、大容量かつ詳細な一次情報データを蓄積しています。

このデータベースは、マッチングデータ（案件種別、取引規模、成立までの経緯等）のみに留まらず、発注企業の経営課題や発注ニーズ、受注企業の案件ニーズや企業規模・事業領域等、多岐にわたる情報を継続的に蓄積・更新しています。

この豊富且つ多層的なデータベースは、最適なマッチングを実現するための企業の選定や、発注企業の新たな課題の特定と追加提案等の主要業務を支え、持続的な成長を生み出す強固なビジネス基盤を構成していると考えています。

#### AIを活用した高精度なマッチングシステム

当社のマッチングシステムは、ヒアリング等により把握した受発注企業双方の最新のニーズを、豊富なマッチング実績に基づくアルゴリズムと生成AIで解析し、双方にとって最適な出会いを追求しています。生成AIは、ニーズの抽出から候補提示に至る全工程を支える基盤として機能し、精度と迅速性の両立を支えています。

実際のマッチングにおいては、まずヒアリングやウェブフォームを通じて把握した双方のニーズをAIが構造化し、発注及び受注要件の抽出・整理を行います。これらのニーズのマッチングを行う際には、新たに把握したニーズのみならず、当社データベースとも照合を行い、過去の取引実績、企業規模、サービス提供体制、案件への対応可否、品質・納期の履行状況、各企業の経営課題等の多面的情報を総合的に評価して候補企業を選定します。これらの工程は生成AIにより処理され、案件ごとに最も適したビジネスパートナー候補を迅速に導出することで、満足度の高いマッチングの実現を追求しています。さらに、発注企業に対しては、単発のマッチング成立に留まらず、このシステムを通じて経営課題や将来的な発注ニーズを把握することで、継続的に追加の発注提案を行い、長期的な事業サポート及び経営課題解決を実現しています。

また、マッチングの精度や迅速化に留まらないプラットフォームの付加価値を高める仕組みとしては、当社による商談日程の調整、発注企業に複数の受注企業を紹介する仕組みを通じた選定・成約の促進、受発注企業双方に対する人的サポート、プラットフォーム利用時の厳格なルールの適用等、多様な機能・サポートの提供を行い、利用企業の満足度の最大化を追求しています。

## DXコンシェルジュと発注チャンネル

### DXコンシェルジュ

当社では、マッチング精度を向上させるため、原則として、DXコンシェルジュと呼ばれるスタッフが構成するサポートチームが、発注企業の詳細な要件をヒアリングし、最適な受注企業の紹介のみならず、発注に関する助言や情報提供を通じて発注の支援を行っています。

また、DXコンシェルジュは、ヒアリングや継続的なサポートを通じて得られる一次情報をもとに、「誰に頼めばよいか分からない」「解決策が見えない」といった障壁を解消するとともに、発注企業が気づいていない新たな発注ニーズの発見や追加提案を行い、新たな発注の創出を通じた経営改善を行っています。特に当社は総合型のプラットフォームであるため、追加的な発注の余地や経営改善の幅が大きいことから、DXコンシェルジュチームの提案の効果が発揮されやすい事業構造にあり、持続的なマッチング規模の拡大に繋がっていると考えております。

また、発注案件に対応する受注企業側においても、DXコンシェルジュが的確に発注企業の発注要件や発注確度、経営課題等を精査した上で、その発注案件を選定・対応できることから、受注企業も自社サービスやリソースに最適化された案件に出会う可能性が高まります。結果的に、受注企業の営業効率と成約率の向上が図られ、受注企業の満足度の向上及び継続利用に結びついていくことから、さらなるプラットフォームの拡大に繋がっていくものと考えています。

### 発注チャンネル

当社プラットフォームの発注チャンネルは、ウェブ上のオウンドコンテンツ経由のオンラインチャンネルと、DXコンシェルジュや外部パートナー（注1）等によるオフラインチャンネルに大別され、両チャンネルが相互に補完、連携し合う形で発注の最大化を図っています。

オンラインチャンネルにおいては発注企業自らがウェブ経由で自発的且つ迅速に発注を行うシステムを構築しておりますが、オンラインチャンネル経由で発注を行った企業に対しても、DXコンシェルジュによる継続サポートや提案活動を通じた、オフラインチャンネルによる追加発注を喚起しています。

さらに、オフラインチャンネルで発注した企業によるオンラインチャンネルにおける自発的な発注の促進も行っており、このようにオンラインとオフラインが連続的に循環する複合的な発注創出サイクルを構築しています。このサイクルを通じて、利用企業の経営改善と当社プラットフォームの持続的な成長の両立を目指しています。

（注1）当社に対して発注企業の紹介や取り次ぎを行う提携企業

なお、当社は、適合度の高いマッチングの実現や発注を通じた発注企業の経営課題解決など、マッチングの質や機能の向上に注力する観点から、マッチング後の商談やその後の交渉等については、原則として当事者間にて実施いただく仕組みを採用しています。他方で、当社は、マッチングの実現に加え、マッチングに際しての商談日程の調整及びアポイントの確定、成約の実現に向けてのサポートや助言、さらには商談前後の当事者間のトラブル等の対応についても、中核業務として定常的に実施しています。このように、適合度の高いマッチングの実現のみならず、成約率の向上やプラットフォームとしての健全性の確保も追求し、マッチングを軸とした付加価値の最大化を図ってまいります。

マッチング構造とマッチングシステム



データ×AIが支える高精度なマッチングシステム



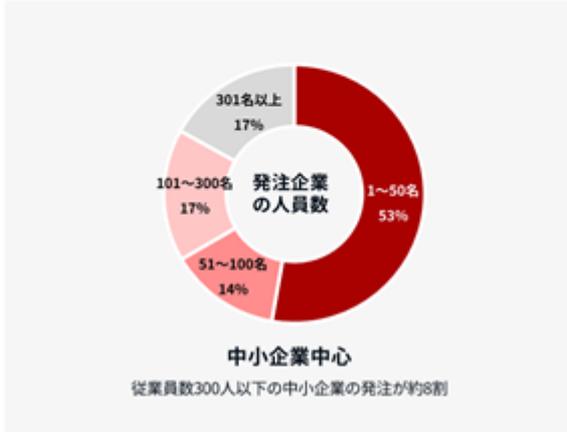
PRONIの発注企業の属性

PRONIの発注企業の属性と発注内容 — 中小企業中心に多様な発注

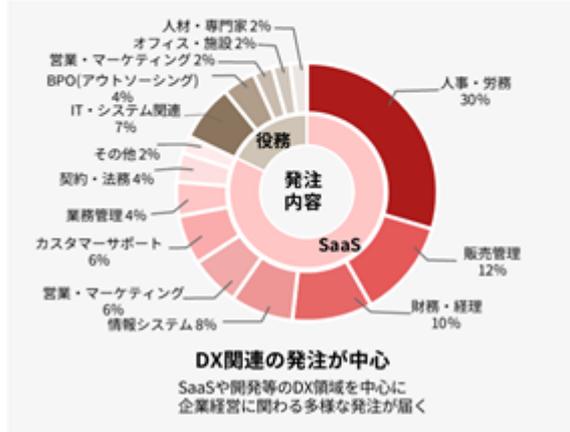


PRONIには、中小企業を中心に、幅広い発注・相談が届く  
発注内容は、IT関連を中心に、マーケティングや人材・BPOまで多岐に渡る

発注企業の企業規模\*



発注企業の発注内容\*



(出典：2025年1月～12月において当社プラットフォームにて発生した発注内容より、発注件数に基づき、当社作成)

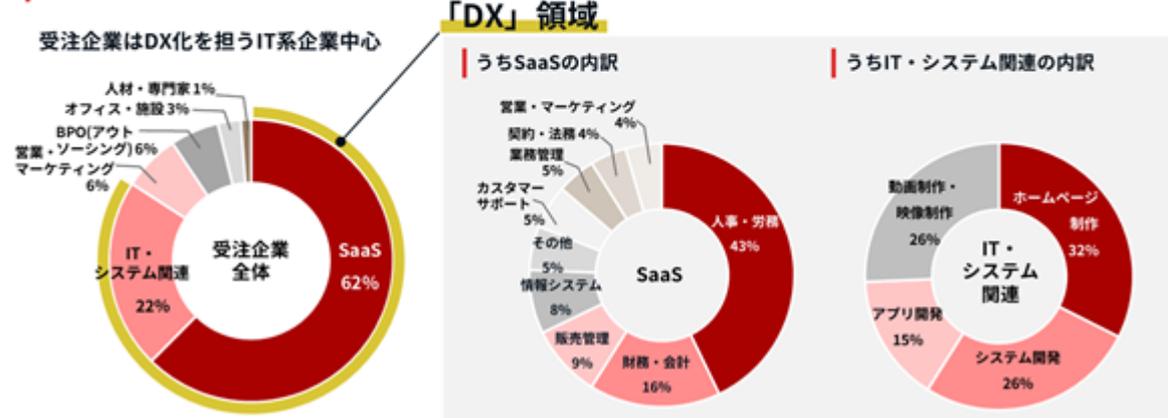
PRONIの受注企業の属性

PRONIの受注企業の属性 — IT関連企業が中心



発注企業のDXを推進するIT関連企業が中心  
中小企業中心の発注企業に対して、受注企業にはエンタープライズ企業も多い

受注企業のカテゴリー\*



(出典：2025年1月～12月において当社プラットフォームにて課金が発生したサービスカテゴリーより当社作成)

#### 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
156 (28)	34.3	2.3	6,288

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇  
用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で  
記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社はマッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

##### (2) 労働組合の状況

当社において労働組合は組成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

##### (3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休  
業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象で  
はないため、記載を省略しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は、「中小企業の成長を支援し、日本経済の再成長に貢献する」というパーパスと、「受発注を変革するインフラを創る」というビジョンの下、発注企業と受注企業のマッチングを通じて、日本経済が直面する人口減少や生産性低下といった構造的課題の解決を目指しております。

多くの日本の中小企業は、こうした環境変化を背景に、本来注力すべき業務に十分なリソースを割くことができず、結果として経営資源の最適活用が進まずに、成長ポテンシャルを十分に発揮できていないのが実情であると認識しております。

当社は、こうした課題の解決に向け、マッチングを通じて専門性・経験を有するプロフェッショナルな企業の力を適切に活用し、より高い成果を実現する仕組みを提供しております。これにより、各企業が自らの強みに集中し、外部の専門家と相互補完的に連携することで、社会全体としての業務最適化が進展すると考えております。

なお、当社の社名である「PRON I (プロニ)」は、「プロに出会う。プロになる。」という考え方に由来しております。プロフェッショナルの力を信頼し、任せることによってこそ、自社の成長が加速し、最終的には自らも“プロ”として進化していくという、仕事の在り方を表現しています。こうした想いを体現するブランドとして、当社は中小企業の挑戦を支えていきたいと考えています。

当社は、この最適化の連鎖を生み出す仕組みとして、マッチングプラットフォームの拡大を推進し、中小企業が自らの強みを最大限に発揮できる環境を整備することで、日本経済の持続的な再成長に貢献してまいります。

#### (2) 経営環境

日本の労働生産性は、日本企業の大半を占める中小企業の低生産性を背景に、先進諸国の中でも低位に留まり、日本経済の成長における最大の課題の一つとなっております。また、今後、更なる少子高齢化及び労働人口の減少が進むことから、中小企業及び日本経済の生産性、成長性の維持は容易ではない状況となっております。

このような状況下、官民を問わず、デジタルを活用した事業変革や業務改善が、日本経済及び企業の生産性、成長性の向上にとって急務であるという意識が高まっており、DX化の推進や、AIやSaaSツールの活用ニーズが急速に高まっています。

これらのニーズ及び社会的要請の強まりを受け、当社ではSaaSやAIツールのマッチングを中心に、中小企業のDX化や生産性の向上、売上の増大、経営課題の解決等を支援し、同時に当社事業の拡大を図ることを経営戦略の柱としております。

これらの当社が注力する主要なマッチング領域においては、下記の通り、急速な市場拡大が予想されており、市場の拡大に伴い当社の事業機会も大きく広がっていくと考えております。

##### 「AI市場」

2024年における日本のAI市場の規模は1.3兆円を見込み、2029年には4.2兆円に拡大すると予想されます。

出典：IDC JAPAN 『国内AIシステム市場予測、2024年～2029年』

##### 「SaaS市場」

2023年における日本のSaaS市場の規模は1.3兆円を見込み、2028年には2.0兆円に拡大すると予想されます。

出典：IDC JAPAN 『国内パブリッククラウドサービス市場予測、2024年～2028年』

##### 「DX市場」

2023年における日本のDX市場の規模は4.2兆円を見込み、2028年には8.4兆円に拡大すると予想されます。

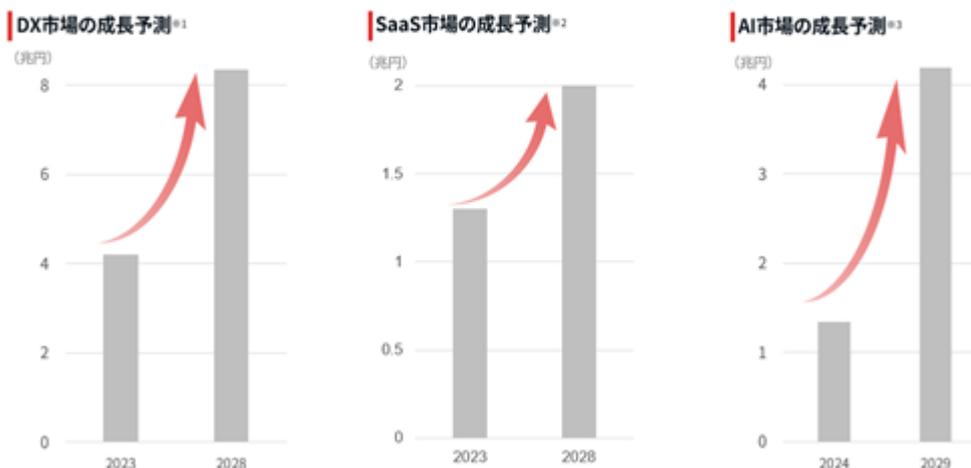
出典：富士キメラ総研 『ソフトウェアビジネス新市場2024年版』

注力マッチング領域の成長性

## 注力事業領域の成長性 — DX・SaaS・AI市場



当社の”主戦場”であるDX・SaaS・AI領域は、急速な成長を見込む



このようなDX化の進展やSaaS・AI市場の急速な拡大を背景に、当社は、この成長領域を中心に、システム開発やIT関連、販促、HR、オフィス総務など幅広いカテゴリーを対象とした総合型BtoBマッチングプラットフォームを運営しております。

一般的なBtoBプラットフォームの多くが特定カテゴリーに特化して展開する傾向が強いと当社では考えておりますが、当社は、カテゴリーを横断して発注・受注の双方を支援する総合型モデルを採用しており、複数領域を一体的に取り扱うことによって独自性を確立することを目指しています。

総合型プラットフォームの構築には、発注・受注双方の同時獲得、複数カテゴリーの展開に伴う営業・運用リソースの確保、一定の流通量を確保するまでの採算性確保、さらには中小企業への人的支援体制の整備など、多面的な要素が求められることから、参入障壁の高い事業モデルであると認識しております。

当社では、こうした実現に際して高度な運営体制と多面的なノウハウが求められる領域において、早期から総合型として事業を展開してきたことが、結果的に他社との差別化要素となるものと考えております。今後も、成長が期待されるDX・SaaS・AI領域を中心に、総合型プラットフォームとしての拡張を進め、当社独自のポジショニングをさらに確立していくことを目指してまいります。

### (3) 経営戦略

当社は、持続的な成長を実現するため、以下の戦略を推進しております。

#### チャンネル戦略

当社は、発注企業の経営課題や発注ニーズを効率的に捕捉し、発注機会を創出するため、オンラインチャンネルとオフラインチャンネルを組み合わせた多角的なチャンネル戦略を展開しております。

#### オンラインチャンネル

ウェブ上のオウンドコンテンツを活用した集客及び発注ニーズ喚起施策、ウェブ広告の運用等を通じて、ウェブ経由で発注の獲得を行うチャンネルです。当該チャンネル経由で流入する発注ニーズは、事前に発注企業が具体的なサービス群やカテゴリーを特定しているケースが多く、流入後のウェブ上での解析やDXコンシェルジュのヒアリング等も経て、スピーディーに発注要件の確定や受注企業とのマッチング・商談に結び付く傾向があります。

#### オフラインチャンネル

当社プラットフォームの発注経験がある発注企業会員を中心に、DXコンシェルジュチームや外部パートナーがヒアリングを行い、追加の発注ニーズを把握することを通じて、発注を創出するチャンネルです。このヒアリングにおいては、発注ニーズの把握のみならず、発注企業の経営課題を深く把握し、その解決に資する新たな発注提案を行うことで、潜在的なニーズを顕在化させる形で発注を創出する取り組みも推進しております。これらのヒアリング及び提案に際しては、過去のマッチングデータを蓄積したデータベースに対してAIを活用した解析等を行い、より効果的且つ精度の高い提案を実現できる仕組みを構築しております。このオフラインによるアプローチは、発注企業が「経営課題はあるが、解決のために何をすべきか分からない」といった状況においても、人的な会話を通じて、課題解決に向けた発注の実現に繋がるケースが多いことから、中小企業の経営改善支援策として有効に機能していると考えております。

これらのチャンネルが相互に連携し、潜在的・顕在的ニーズの双方を網羅的に捉えることにより、発注機会の最大化が図られ、当社の成長を牽引しております。

#### データ戦略

当社は、長年の事業運営により、発注企業の経営課題や最新の発注ニーズ等を含む約25万社の発注企業データ、及び累計68万件を超えるマッチングデータ等、豊富な一次情報データを有しております。これらのデータは、以下に資する重要な情報基盤であり、強固な経営資産であると考えております。

#### マッチング精度の向上

累計68万件のマッチングデータから、成約に至った要因やパターン、利用企業の最新の意向や受発注要件等をAIも活用して多角的に解析し、単なる条件の合致に留まらない、成約確度の高いマッチングの実現を追求しています。

#### 発注提案の精緻化

約25万社の発注企業データには、各社の発注や成約履歴、経営課題といった情報が含まれています。このデータを解析することで、発注企業の経営状況と関連性が高い潜在的なニーズを把握し、データに裏付けられた的確な追加提案を行うことで、更なる発注機会の創出を可能にしております。

#### 適切な価格設計

過去の成約実績や類似案件の需給動向等のデータを解析することで、案件内容に応じた客観的な市場価格を把握するとともに、市場価格に応じた適正な課金額を受注企業に提示することを追求していく方針であります。

## マッチングシステムの高度化

当社は、発注企業と受注企業双方にとって最適なマッチングを実現するため、マッチングの質の向上を継続的に追求しております。

### マッチング適合度の追求

当社では、データとAIに基づくシステムマッチングを軸に、マッチングの適合度を高め、顧客満足度及び利用継続性の向上を追求しております。具体的には、発注要件に対する受注企業のサービス適合度や対応可否、社内リソースの状況、案件特性に応じた適正な紹介企業数など、多面的な条件を考慮し、精緻なマッチングの実現を図っております。

マッチングの過程では、創業以来蓄積してきた、これらのマッチングアルゴリズムをAIにより高速に運用することで、精度と処理効率の両面から最適化を進めています。これにより、発注企業・受注企業双方にとってのマッチングの質、すなわち適合度を高水準で維持する仕組みを構築しております。

このマッチングの質は、マッチング成立数や受注企業ARPUなどの指標の推移にも直接的に反映される重要な経営要素であるため、当社ではこれらの指標をモニタリングしつつ、マッチングの質を軸とした顧客満足度や利用継続性の向上を図っています。

### プライシングの最適化

当社はマッチングに応じて受注企業から課金額を受領しているため、適正な価格を受注企業に提示し、サービス利用の納得感を維持・向上することは、当社の中長期的な成長にとって重要な要素であると考えております。そのため、発注案件ごとに、発注企業の従業員数等の特性、想定されるサービス利用額、案件に対する受注企業側の需要水準等、案件内容に応じた価格を設定することで、適正な価格設計と受注企業のサービス利用に対する納得感の向上を追求していく方針であります。

### 多層的な個別施策

利用企業の付加価値を最大化するため、マッチング適合度やプライシングの最適化に加え、受発注企業間の商談のアレンジ、即時マッチングの実現、発注案件の信頼性確保のための審査・ルール設計、受注企業のサービス品質管理のための審査・ルール設計、成約率向上に向けた専属チームによる受発注企業双方に対する伴走支援（成約サポート、品質サポート）等、複層的かつ緻密な各種施策を積み重ねております。これらの施策は受発注企業の利用の継続性を向上させることで、マッチング成立数や受注企業ARPUの増大を通じて、当社の持続的な成長を下支えするものと考えております。

### マッチング領域の拡大

当社は、SaaS市場、AI市場、DX市場といった主要なマッチング領域が今後も高い成長性を示すと見込んでおり、これらの領域における更なるマッチングの拡大を推進していく方針です。特にAI関連領域においては、サテライトサイト「AI最強ナビ」をローンチするなど、マッチングの拡大に注力しており、高い成長や進化が見込まれるAI関連サービスの拡大を積極的に取り込む方針であります。具体的には、AIネイティブなツールやサービスの取り込み、既存のDXサービスがAIを搭載した場合のラインナップへの追加等を積極的に進めてまいります。また、これらの領域におけるマッチングの拡大を通じて、発注企業の経営課題の把握や深耕が進むことで、他の領域における発注ニーズの把握も可能であることから、SaaS・AI・DX等のIT関連以外の領域についても、成長性や効率性を勘案しながら更なる拡大を追求してまいります。

### 受注企業ARPU向上施策と利益戦略

当社は、上記の戦略を推進し、受注企業ARPU（Average Revenue Per User）（注2）の向上や効率的な発注獲得を軸に、持続的な利益の創出・拡大を図ってまいります。

### 受注企業ARPUの伸長

受注企業ARPUは「一受注企業当たりのマッチング成立数×マッチング単価」で構成される経営指標です。当社の売上は、この受注企業ARPUと課金受注企業数の掛け合わせで構成されることから、受注企業ARPUは当社の主要な経営指標の一つであります。現在、受注企業ARPUは、当社の売上を牽引する形で着実に増加しておりますが、今後も、チャンネル戦略やマッチングシステムの高度化を追求することで、増大に努めていく方針です。

### リカーリング収益の増大

当社では、持続的な売上の増大に向けて、一受注企業当たりのマッチング成立数、すなわち利用頻度の向上が重要であると考えております。この一企業当たりのマッチング成立数の増加は、受注企業ARPUを押し上げるのみならず、受注企業の利用継続性を高め、定着性の高い「リカーリング収益」の増大をもたらすものと認識しています。実際に、一企業当たりのマッチング成立数が多く、受注企業ARPUも高い企業は、当社サービスの価値を高く評価して活用していると考えられ、サービス利用の継続性が高い傾向が見られます。

このため当社では、リカーリング収益及びその売上比率の高さは、顧客の満足度と長期定着度合いを示すとともに、売上の安定性と持続性を測る重要な経営指標と位置付けています。受注企業ARPUと合わせて、リカーリング収益の動向を注視することで、持続的な成長を追求してまいります。

尚、リカーリング収益の具体的な定義は(4)経営上の目標達成の状況を判断するための客観的な指標に記載の通りであります。

#### 利益増に繋がる効率的な発注獲得の追求

当社のマッチングに起因する利益は、マッチングに伴う売上と発注獲得コストの差分が根源的な要素となっております。発注獲得コストは、主にオンライン及びオフラインのチャネル運営コストに集約されますが、このチャネル運営コストは低水準に維持されており、発注の獲得が利益創出に繋がりやすい収益構造を実現しております。今後も、チャネルの強化施策やそのための経営リソースの配布を通じた発注獲得が、売上増のみならず、利益増にも直接的に繋がる構造をさらに強化し、コスト効率を維持・向上させていく方針です。

#### 利益構造

チャネル戦略の推進やAIを活用したマッチングシステムの最適化によるマッチング成立数の増加、マッチングの質追求やマッチング成立数の増大を背景とした受注企業ARPUの向上、発注獲得コストの抑制を中心とした生産性の向上等により、2024年以降、当社の利益は増加しております。今後もこれらの施策に対するリソースの投下が発注獲得に繋がる構造を維持・向上させながら、持続的な利益の拡大を追求していく方針であります。

- (注)1. マッチング成立：発注企業と受注企業の希望要件及び当社所定の確定ステータスを満たした上で、紹介が確定した状態。受注企業に対しては、直接または間接的に課金の根拠となる。マッチング成立数は、その件数。
2. 受注企業ARPU：一受注企業当たりの特定期間の平均売上高を年換算して算出。

## (4) 経営上の目標達成の状況を判断するための客観的な指標

当社は、重要な経営戦略の進捗状況を測り、持続的な成長を実現するため、以下の経営指標を重視し、継続的な改善に努めております。

期	年月	マッチング成立数 (件)	受注企業ARPU (千円)
2022年 12月期	第1四半期	16,584	979
	第2四半期	17,382	1,000
	第3四半期	18,334	1,029
	第4四半期	18,901	1,170
2023年 12月期	第1四半期	23,431	1,176
	第2四半期	25,333	1,315
	第3四半期	25,865	1,395
	第4四半期	24,744	1,435
2024年 12月期	第1四半期	26,830	1,483
	第2四半期	28,866	1,590
	第3四半期	27,609	1,754
	第4四半期	33,765	2,016
2025年 12月期	第1四半期	35,766	2,205
	第2四半期	41,888	2,605
	第3四半期	44,611	3,078
	第4四半期	43,393	3,407

## マッチング成立数

発注企業と受注企業の希望要件及び当社所定の確定ステータスを満たした上で、紹介が確定した件数です。マッチング成立数は2022年12月期から継続して増加しております。これは、オウンドメディアによる新規発注やDXコンシェルジュによるリピート発注の獲得等の発注チャネル強化に加え、マッチングの質の向上を軸とした受注企業の受注予算の増加によって、マッチングの機会が拡大したことによるものと認識しております。このマッチング成立数の継続的な増加が、プラットフォームのネットワーク効果の強化や、さらなるプラットフォームの拡大につながるため、当社の持続的な成長を実現する上で重要な指標であると認識しております。

## 受注企業ARPU

一受注企業当たりの特定期間の平均売上高を年換算して算出しております。SaaS市場、AI市場、DX市場といった主要なマッチング領域における高い成長性を背景に、これらの領域における一受注企業あたりのマッチング成立数からの課金額も拡大しております。(なお、上記の表内の数値は、各四半期の売上額を課金のあった受注契約企業数の期中平均(3か月平均)で除した上で、年換算して算出)

## リカーリング収益

当社では、マッチング成立数や受注企業ARPUに加え、リカーリング収益及びその売上比率も主要な経営指標と位置づけており、その定義は下記の通りであります。

定義：マッチング課金のうち、直近6ヶ月間において6ヶ月連続で課金が発生、且つ、平均で月次10万円以上の課金がある企業の売上及び月額課金形態契約の企業の売上の合計

本指標は、当社プラットフォームにおける継続的かつ一定水準以上の利用が積み上がる度合いを把握するための主要KPIとなります。本指標の伸長は、受注企業ARPUの中長期的な上昇、利用企業の定着・継続利用の進展、売上の予見性・安定性の向上を同時に示唆するものであると考えています。中でも、一定水準の課金が継続する企業群の厚みが増すことは、ARPUの遡増と収益のストック性の強化につながることから、重要指標としてモニタリングを継続しております。

## 受注企業当たりの課金帯別の売上

当社では、受注企業ARPUとリカーリング収益の増大を追求していくために、受注企業の月次の課金帯別の売上や課金帯別の課金受注企業数も重要な指標と位置付けています。本指標はリカーリング収益のベースとなるだけ

でなく、受注企業の当社サービスに対する満足度や評価、その根幹となるマッチングの質の高さを測る指標と認識しており、今後も重要指標としてモニタリングを継続する方針であります。

具体的には、受注企業の月次の課金帯を200万円以上、100万円以上から200万円未満、50万円以上から100万円未満、10万円以上から50万円未満、10万円未満の価格帯に区分し、これらの区分を中心にモニタリングしております。その上で、月次で10万円以上の課金がある企業はサービス利用の継続性が高い傾向があると認識していることから、当該課金帯の売上及び課金受注企業数の推移を注視しています。なお、2023年12月期以降は、全社的に受注企業ARPUが大きく増加する中で、各受注企業がより高い課金帯へ移行する動きが見られ、月次10万円以上の企業の売上比率が増加したほか、特に50万円以上や200万円以上の企業の売上が大きく伸長し、全社売上の増加に寄与しております。

#### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

##### 認知度の向上

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、当社の認知度を向上させ、新規ユーザーを獲得することが必要不可欠であると考えております。以前から、インターネットを活用したマーケティング・広告活動等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

##### 優秀な人材の確保

事業の持続的な成長を実現するためには、優秀な人材を確保するとともに、当社のパーパスやビジョンを浸透させていくことが重要であると考えています。採用チャネルの多様化を図るとともに、当社が解決を目指す社会課題の重要性や社会へのインパクトの大きさなども訴求することで、当社事業に共感する優秀な人材の確保を進めてまいります。

##### プラットフォームの健全性の維持

当社は、様々なカテゴリーで多数の発注企業と受注企業を繋ぐプラットフォームを運営しているため、利用企業が安心して継続利用できる環境の整備が不可欠であると考えています。受発注企業双方が利用のルールを順守する仕組みを更に強化するとともに、特に継続的な契約関係となる受注企業のサービス水準維持することも重要であると考えております。そのため、当社では、受発注企業双方が遵守すべき規約やガイドラインを設定した上で、それぞれのサポート部隊を設置し、あらゆる問合せや要望にきめ細かく対応することなどを通じて、プラットフォームとしての信頼性や健全性の維持・向上に努めてまいります。

##### システムの安定性の確保

当社グループはインターネットを介したサービス提供を行っているため、そのシステムを安定的に稼働させることが重要になります。そのために、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー設備の強化や、システム安定稼働のための人員確保、教育・研修の実施等に努めてまいります。

##### 情報管理体制の強化

当社は、ユーザー情報を中心とした情報資産を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であり、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格である、ISO/IEC27001を取得しております。現在、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ関連規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行ってまいります。

##### 内部管理体制の強化

事業拡大を推進し、企業価値を向上させるためには、効率的な業務遂行体制を基盤としながら、内部管理体制を強化していく事が重要な課題であると認識しています。社員に対する研修等を行うことで内部管理体制の強化及びコンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

#### 財務上の課題

当社は、2023年、2024年において損失を計上しておりました。2025年は安定的に利益を計上しており、事業継続に支障を来たすような財務上の課題は認識しておりません。資金需要が生じた場合は自己資金を充当する方針ですが、金融機関からの借入やエクイティファイナンスも選択肢として対応してまいります。また、収益基盤の維持・拡大を図るためには、手許資金の流動性確保や金融機関との良好な取引関係が重要であると考えております。各種の費用・投資においては継続的な効果検証と収益獲得を行うことで、さらなる財務基盤の強化を図ってまいります。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

### (1) ガバナンス

当社においては、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、管理するためのガバナンスに関しては、コーポレート・ガバナンス体制と同様となります。具体的には、サステナビリティに関する重要事項は、代表取締役CEOを委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」において網羅的に審議され、その内容が取締役に定期的に報告・付議されます。取締役会は、これらの報告に基づき、サステナビリティに関する方針及び取り組みの監督を行っております。当社のコーポレート・ガバナンスの状況の詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりであります。

### (2) 戦略

当社は、「中小企業の挑戦を支援し、日本経済の再成長に貢献する」というパーパスと、「受発注を変革するインフラを創る」というビジョンに基づき、事業活動を通じて社会の持続的な発展に貢献することが、当社の企業価値向上に資する最大の機会であると認識しております。

具体的には、BtoB受発注プラットフォーム「PRONIアイミツ」を通じた中小企業のDX化推進は、日本社会の様々な「不(経営課題)」を解決し、生産性の向上、サプライチェーンの効率化、新たな市場の創出といった大きな事業機会をもたらします。

この機会を最大化し、持続的な成長を遂げるためには、人材は最も重要な経営資源であり、人材の育成及び定着、成長戦略の推進に向けた多様な人材の確保が中長期的な企業価値の向上に必要であると考えております。そのため、人事制度の改定や研修の拡充、人材確保のための各種制度の整備を行っております。当社の人材多様性の確保を含む人材育成方針及び社内環境整備に関する方針は、性別、年齢、国籍、人種等に関わらず、従業員一人ひとりの個性を多様性として活かし働きやすい職場環境整備に努め、社員の成長・活躍の機会を提供することとしております。

### (3) リスク管理

当社は、リスク管理及びコンプライアンスに関する基本的事項を定め、適切に運用すること及び潜在するリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクに対する対策を定め、リスク管理体制を構築することを目的に「リスク・コンプライアンス規程」を制定しております。

当該体制の下、代表取締役CEOを委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を原則四半期に1回開催し、サステナビリティに関連するリスク及び機会を含む、事業活動に影響を与えるリスクの早期発見及び未然防止に努めております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家からのアドバイスを受けるとともに、監査役監査及び内部監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止によるリスクの低減に努めております。

### (4) 指標及び目標

当社は、性別や年齢、国籍に関わらず、能力や適性に応じて、管理職への登用も含め、適材適所で配置していく方針です。人材の育成及び社内環境整備に関する方針に係る指標について、具体的な目標は設定しておりませんが、人的資本に関する開示の重要性を踏まえ、関連する指標のデータの収集と分析を進め、目標及び開示項目を検討してまいります。

また、当社では、上記「(2) 戦略」において記載した人材多様性の確保を含む人材育成方針及び社内環境整備に関する方針に沿って、人材の育成、人材の多様性の確保及び社内整備環境に努めておりますが、現在のところ当該方針に関する指標を定めておりません。当社が中長期的に成長を続けていくためには、優秀な人材の確保及び育成が不可欠であると認識しており、具体的な指標及び目標については今後改善していく課題として、継続的に検討を進めてまいります。

### 3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、下記のとおりであります。また、必ずしもリスク要因に該当しないと考えられる事項についても、投資家の投資判断上、有用であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項も慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性がある全てのリスクを網羅するものではありません。

また、リスクの重要性や経営方針・経営戦略との関連性の程度については、「発生可能性」・「影響度」として各項目に記載しております。

#### <発生可能性>

発生可能性の定義：現在及び将来の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるリスクが実際に発生する可能性を示します。

発生可能性大：過去1年以内に発生の兆候が過去に複数回確認される

発生可能性中：過去数年で1回程度発生しないし、その兆候が懸念される

発生可能性小：これまでに発生の兆候が確認されていない

各リスクにおける実際の発生可能性について、正確な判断が難しいものとなりますので、当社が運営する上で見積もるリスク評価での判断となります。

#### <影響度>

影響度の定義：リスクが発生した場合に、現在及び将来の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性がある程度を示します。

影響度大：企業の存続に関わる重大な影響を及ぼすリスク

影響度中：企業の業務に影響を与えるが、存続を脅かす程ではないリスク

影響度小：企業の業務に対する影響が軽微で、迅速な対応が不要なリスク

各リスクにおける実際の影響度について、正確な判断が難しいものとなりますので、当社が運営する上で見積もるリスク評価での判断となります。

#### (1) 市場について(発生可能性：小、影響度：中、発生時期：特定時期無し)

当社は、マッチングプラットフォーム事業の運営・拡大によって、事業及び収益の拡大を図っております。しかしながら、世界的な景気後退による受発注市場への影響、その他予期せぬ市場競争環境並びに景気動向の変化によって、発注企業の発注ニーズや受注企業の対応リソースの減少が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

これに対し、市場動向のモニタリングを定期的を実施・分析することで、柔軟に成長戦略や経営リソースの配賦を見直してまいります。また、可能な限り当該リスクの低減を図るためにも、引き続き幅広い領域においてマッチングを行い、市場競争の激化や景気動向による影響の分散化を図っていく方針であります。

#### (2) 競合について(発生可能性：中、影響度：中、発生時期：特定時期無し)

当社が事業展開するマッチングプラットフォーム市場では、国内外の競合他社が増加し、競争が激化する可能性があります。その場合、新規参入企業や既存競合が技術革新や価格競争を通じて市場シェアを拡大する中で、当社の競争力が低下し、顧客離れが進むリスクがあります。このような状況では、サービス内容や価格設定に対する見直しを迫られる可能性があり、結果として当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

これに対しては、競合分析の強化や顧客からのフィードバックによるサービスの改善、更なるAI活用等のテクノロジー実装を通じたサービスや生産性の向上、マッチングを行う領域の見直し等を通じて、顧客への付加価値の提供と収益の向上に努めてまいります。また、当社が運営する総合型プラットフォーム領域においては、先行優位性が存在すると考えられるため、事業成長の加速が当該リスクの低減に繋がるという認識の下、健全性を維持しながら事業拡大を目指してまいります。

#### (3) 単一事業への依存について(発生可能性：小、影響度：中、発生時期：特定時期無し)

当社は、企業にマッチング獲得を支援するためのプラットフォーム事業からの収益に依存しています。今後も積極的な広告宣伝活動により、提供サービスの利便性を高め、事業規模拡大による認知度向上を図り、収益規模の拡大を見込んでおります。しかし、法改正をはじめ、その他予期し得ない要因が発生し、計画通りに事業が発展しない場合には、この単一事業への依存が当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

これに対し、可能な範囲で新たなサービスや市場への進出を検討し、収入源を増やしてまいります。また、定期的  
にリスク評価を行うことに併せて顧客ニーズを調査することで、サービスの改善や新サービスの開発に活かし  
ます。

(4) 技術革新への対応について(発生可能性：中、影響度：中、発生時期：特定時期無し)

ITサービスを取り巻く技術革新のスピードは大変早く、先端的なニーズに合致するサービスを提供し続けるた  
めには、常に先進的な技術ノウハウを獲得し、当社の開発プロセス・組織に取り入れていく必要があります。しかしな  
がら、かかる知見やノウハウの獲得に困難が生じた場合、技術革新に対する当社の対応が遅れた場合又は競合他社  
がより優れたサービスを展開した場合には、当社の競争力が低下する可能性があります。更に、新技術への対応の  
ために追加的なシステム投資、人件費などの支出が拡大する可能性があります。このように、当社が技術革新に対  
して、適時かつ適切に対応することができなかつた場合には、当社の技術力低下、それに伴うサービスの質の低  
下、そして競争力や業界での地位の低下を招き、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。  
これに対し、定期的に業界の技術トレンドを把握し、必要な技術を早期に導入する体制を整えてまいりま  
す。また、社員のスキル向上を図り、技術力を高めていきます。加えて、技術革新を促進するために、他スタートアップ  
企業や研究機関との連携を強化することも検討していきます。

(5) プラットフォームの健全性について(発生可能性：中、影響度：中、発生時期：特定時期無し)

当社の認知度が上がり、利用企業が増加するにつれて、管理困難な利用企業が増加し、取引の信頼性が損なわれ、  
ユーザー満足度やプラットフォームの評判が低下するリスクが存在します。これにより、新規顧客の獲得が難しく  
なり、既存ユーザーが他のプラットフォームに移行する可能性が高まります。  
当社のプラットフォームにて、当事者間での不適切な行為を十分に取り締まることができなかつた場合には、プ  
ラットフォームの安全性や健全性が損なわれ、当社及び提供するサービスへの信頼性が低下する可能性がありま  
す。さらに、こうした問題行為が発生した際には、当事者だけでなく、当社の事業及び業績にも影響を及ぼす可  
能性があります。

こうしたリスクに対応するために、当社では、プラットフォームの健全性を維持するための措置を講じています。  
具体的には、当事者間で発生するトラブルは当事者同士で解決すべき旨を利用規約に明記した上で、利用者に周知  
するとともに、実際にトラブル等が生じた場合は、利用規約に則り、当社として不適切な行為の排除に努め、適切  
なリスク管理を行っています。

また、受注企業のサービス水準については、サービスの永続性のためにも一定のレベル以上であることが求められ  
ると考えています。そのため、受注企業のサポート部隊を設置し、商談フォロー等を通して発注企業側の顧客満足  
度や信頼性を高めるためのサポートを実施しています。また、発注企業側では、DXコンサルジューチームが案件ご  
とに発注企業を担当し、案件の進捗状況の確認やサポートするとともに、受注企業のサポート部隊と連携を行い、  
受注企業にも満足いただけるようサポートを行っています。

(6) 風評被害について(発生可能性：小、影響度：中、発生時期：特定時期無し)

SNSの急速な普及に伴い、インターネット上の投稿や、それを原因とするマスコミ報道などによって、風評被害が  
発生した場合、企業のイメージが損なわれ、社会的な信頼や事業への信用が低下する可能性があります。  
具体的には、従業員の不正や不適切な行為が発生、否定的な風評が拡散した場合、顧客の離脱等の影響が出るこ  
とも想定され、当社の事業及び業績にも影響を及ぼす可能性があります。  
これに対し、当社は「リスク・コンプライアンス規程」を設け、リスク・コンプライアンス研修を実施し、従業員の  
コンプライアンス意識を養成し、リスク管理やリスク発生の抑制、リスク発生時の対応準備を行っています。

(7) 情報セキュリティ体制について(発生可能性：小、影響度：中、発生時期：特定時期無し)

当社による個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」が適用され、個人情報の外部漏洩の  
防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉えておりま  
す。当社では、個人情報管理規程を制定し、個人情報を厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育  
を徹底する等、個人情報の保護に関する法律及び関連法令並びに当社に適用されるガイドラインの遵守に努め、個  
人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

また、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に関する国際規格である、ISO/IEC 27001を取得してお  
り、定期的に自社の脆弱性診断を実施し、継続的なセキュリティを強化する仕組みを導入しています。しかしなが  
ら、万一、情報資産への不正アクセス等により情報漏洩が起きた場合、当社の信頼が低下し、当社の事業及び業績  
にも影響を及ぼす可能性があります。

(8) システム障害について(発生可能性：小、影響度：中、発生時期：特定時期無し)

当社のサービスは、外部クラウドサーバー(Amazon社が提供するAmazon WEB Serviceのサービス(以下、「AWS」  
という))などパブリッククラウドサービスを利用して提供しており、AWSの安定的な稼働が当社の事業運営上、

重要な事項となっております。また、安定的なサービスの運営を行うために、セキュリティ強化及び監視体制の構築等により、システム障害に対し備えるよう努めております。しかしながら、AWSでの障害、自然災害やサイバー攻撃、その他何らかの要因等によりシステム障害やネットワークの切断等予測不能なトラブルが発生した場合、社会的信用失墜等により、当社の事業及び業績にも影響を及ぼす可能性があります。

このようリスクに対して、当社は安定的なサービス運営を行うために、セキュリティ対策の強化や障害発生時の社内体制の構築を行っております。

(9) 内部管理体制の強化について(発生可能性：小、影響度：中、発生時期：特定時期無し)

当社は、現在の事業規模に応じた内部管理体制を整備、運用しており、今後は事業規模の拡大に合わせ、体制も強化させていく方針であります。しかし、事業規模の拡大及び人員の増加に合わせ、適時に体制の強化ができなかった場合、適切な事業運営が行えず、当社の事業及び業績にも影響を及ぼす可能性があります。

これに対し、内部監査を定期的に行い、業務プロセスやリスク管理の状況を評価することで、問題点を早期に発見し、改善策を講じるとともに、従業員に対して内部管理やリスク管理に関する教育を行っています。加えて、ITシステムの導入・強化を継続し、内部プロセスの効率化やリスク管理の強化にも努めております。

(10) 人材の獲得及び育成について(発生可能性：中、影響度：中、発生時期：特定時期無し)

当社が持続的な成長を実現するためには、各分野で優秀な人材を配置することが必要であります。そのため、既存の人材育成はもちろんのこと、優秀な人材の獲得にも努めております。しかし、人材の育成、獲得が円滑に進まない場合、当社の事業及び業績にも影響を及ぼす可能性があります。

これに対し、採用に関しては人材紹介会社や各種人材マッチングプラットフォームの活用はもとより、従業員によるリファラル採用にも力を入れることで母集団の拡大を図っています。その上で採用を厳選することで優秀な人材の確保に努めております。

また、人材育成に関しても以下のような施策を実施し、環境を整えています(一部抜粋)。

- ・ 1 on 1 (職位を問わず実施可能)
- ・ 経営理念研修(会社の在り方や考えの共有)
- ・ 各事業部による研修(事業内容やオペレーションの説明)
- ・ 書籍の経費購入
- ・ 外部研修
- ・ 資格取得支援制度
- ・ 情報セキュリティ研修
- ・ コンプライアンス研修
- ・ インサイダー取引防止研修
- ・ 労務研修(就業規則や労務関連についての案内)
- ・ オフィスルール研修(オフィスの使い方や避難経路等の案内)
- ・ 経理、ワークフロー関連研修(稟議申請や経費精算についての案内)

(11) 知的財産管理について(発生可能性：小、影響度：中、発生時期：特定時期無し)

当社は、特許権や商標権等の知的財産権に関して、外部の弁理士等を通じて調査する等、その権利を侵害しないように留意するとともに、必要に応じて知的財産権を登録することにより、当社権利の保護にも留意するよう努めております。しかしながら、当社の認識していない第三者の知的財産権が既に成立している又は今後成立する可能性があり、仮に当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者により損害賠償請求、使用差止請求又はロイヤリティ支払要求等が発生する可能性があり、当社の事業及び業績にも影響を及ぼす可能性があります。

これに対し、当社は、特許権や商標権等の知的財産権に関して、外部の弁理士を通じて調査する等、その権利を侵害しないように留意するとともに、必要に応じて知的財産権を登録することにより、当社権利の保護を留意するよう努めております。

(12) 資金調達について(発生可能性：中、影響度：中、発生時期：随時)

当社は、銀行及びその他の金融機関からの借入、資本市場からの調達を検討してまいります。国内外の経済情勢を受けた市場の混乱や当社の財務内容の悪化などにより資金調達が困難になる可能性や、金利上昇により支払利息が増大する可能性があります。

このようリスクを考慮し、保有現預金や自己資本比率水準等の財務の健全性を維持・強化するとともに、資金調達手段の多様化等を進め、低利かつ安定的な資金の確保に努めてまいります。

(13) 株式の流動性について(発生可能性：小、影響度：中、発生時期：特定時期無し)

当社株式は流動性が限定的となる可能性があり、特に大口保有者による売却等が需給に影響を及ぼすリスクがあると認識しています。

## (14) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化（発生可能性：大、影響度：小、発生時期：随時）

当社は、業績向上に対する意欲を高めることを目的としたストック・オプション（新株予約権）を発行しています。また、今後もストック・オプション制度等の株式報酬型のインセンティブを活用することが考えられることから、現在付与している新株予約権に加え、今後株式が付与された場合、または今後付与される新株予約権について、権利が行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

## (15) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産について（発生可能性：中、影響度：中、発生時期：決算期）

当社には、税務上の繰越欠損金が存在しますが、当該繰越欠損金及び将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得等を見積り、回収可能性があると判断した範囲内で繰延税金資産を計上しております。しかし、実際の課税所得が見積りと異なることで繰延税金資産の回収可能性が変動すると判断される場合には、繰延税金資産も変動することになります。その結果、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (16) 配当政策について（発生可能性：小、影響度：小、発生時期：決算期）

当社は、事業計画及び成長投資の実現を最優先とする経営方針を採っており、株主への配当は実施しておらず、将来的な実施時期も未定であります。今後は当社の経営成績、財務状況、将来の事業展開等を総合的に勘案し、内部留保と株主還元のバランスを考慮した適切な配当政策を検討してまいります。当面は利益配分を行わない可能性があり、投資家に対する株主還元が行われない期間が継続するリスクがございます。

## (17) 訴訟について（発生可能性：小、影響度：中、発生時期：特定時期無し）

当社はリスク・コンプライアンス規程を整備し、役職員へ周知することなどにより法令違反などの発生リスクの低減に努めておりますが、当社または当社役職員を当事者とした訴訟が発生した場合、その内容や進行状況によっては金銭的な負担や会社の社会的信用が毀損されるなど、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお訴訟の発生についてはその時期及び顕在化の可能性を予測できるものではありません。なお、現時点において、過去に締結したパートナーシップ契約に関する係争中の案件が1件ありますが、当社の財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性は低いと認識しております。

## (18) 大規模な災害等について（発生可能性：小、影響度：大、発生時期：特定時期無し）

大規模な地震、台風、津波などの自然災害、火災、停電、未知の感染症の拡大などが発生した場合において社屋・事務所・設備・従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社に直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。なお、これら災害が長期間に及ぶ場合、顧客企業の経営判断・事業運営に大きな影響を与える可能性があります。その時期は想定されるものではなく当該リスクが短期的に顕在化する可能性は低いと想定しております。しかし当該リスクが顕在化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (19) 各士業のマッチングサービスについて（発生可能性：小、影響度：小、発生時期：特定時期無し）

当社は、PRON I アイミツの中で、これまでに社会保険労務士及び司法書士のマッチングサービスを提供した実績があります。これらのマッチングサービスの提供にあたっては、社会保険労務士法及び司法書士法並びに関連法規を遵守する必要があります。

## 社会保険労務士

社会保険労務士法第23条の2では「社会保険労務士は、第26条又は第27条の規定に違反する者から事件のあつせんを受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。」とされています。このほか、全国社会保険労務士会や各都道府県社会保険労務士会が定める諸規程にも留意する必要があると認識しております。

当社は、これまで社会保険労務士のマッチングサービスにおいては、パートナーから月額の手数料のみを收受し、従量課金による手数料を徴収していませんでした。これは、従量課金による手数料はこれらの法規に抵触するため当社として徴収しないという方針であった一方で、月額の手数料は登録の期間等に応じて客観的に決まっているためマッチングサービスの対価には該当しないと判断し、外部の法律事務所にも確認のうえでこれらの法規に抵触するおそれが低いと考えそのような対応を採っていたものです。しかしながら、この対応について、厚生労働省への相談も含め当社として再検討したところ、当社が月額の手数料の收受にとどめていても、社会保険労務士がこれを支払うことがこれらの法規に抵触するという解釈を排除しきれない余地もあるとの判断に至りました。これに対応する趣旨で、当社は社会保険労務士のマッチングサービスにおいて2025年8月以降パートナーからいかなる手数料も徴収しない方針としております。なお、それより前のマッチングについては当社が社会保険労務士とパートナーシップ契約を締結する際に、当社の見解について社会保険労務士からの了承を得ていたこと及びこれらの法規制の対象は社会保険労務士であって当社は直接の規制対象ではないことから、当社が何らかの責めを負う可能性は低いと考えております。

なお、社会保険労務士のマッチングサービスによる当社の売上高は、2023年12月期に9,061千円、2024年12月期に9,345千円、2025年12月期に4,681千円発生しております。

#### 司法書士

司法書士法施行規則第26条では「司法書士は、不当な手段によって依頼を誘致するような行為をしてはならない。」とされており、また、司法書士行為規範第12条第2項では「司法書士は、依頼者の紹介を受けたことについて、いかなる名目によるかを問わず、その対価を支払ってはならない。」とされています。

この点、当社は、司法書士のマッチングサービスにおいては、社会保険労務士と同様の理由で、過去にパートナーから月額の手数料のみを収受し、従量課金による手数料を徴収しておりませんでした。しかしながら、社会保険労務士と同様に関係当局への照会を含め当社の判断を再検討したところ、司法書士がこれを支払うことがこれらの法規に抵触するという解釈を排除しきれない可能性もあったと考えております。ただし、社会保険労務士と同様に、当社が司法書士とパートナーシップ契約を締結する際に、当社の見解について司法書士からの了承を得ていたこと及びこれらの法規制の対象は司法書士であって当社は直接の規制対象ではないことから、当社が何らかの責めを負う可能性は低いと考えております。

なお、司法書士のマッチングサービスによる当社の売上高は、2023年12月期に240千円、2024年12月期に45千円発生しておりますが、2025年12月期は発生しておらず、現在は司法書士のマッチングサービスを行っておりません。今後、事業の推進にあたり法規制における解釈が判然としない事象が発生する場合は、外部の法律事務所への確認のほか、必要に応じて関係当局への照会も実施することで、当社の判断をより確実なものとするよう努める方針です。

なお、その他士業関連法令含め外部の弁護士に確認の上、現時点で当社サービスを展開する上で、法的に問題となるものはないことを確認しております。

#### (20) 欠損金の繰越控除について（発生可能性：小、影響度：中、発生時期：特定時期無し）

当社は、現時点で税務上の繰越欠損金が存在するため、法人税等が軽減されております。今後当該繰越欠損金が解消され、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が発生する場合において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。また、仮に繰越欠損金を利用するのに十分な課税所得がない場合、繰越欠損金による控除を受けられないまま、繰越欠損金を課税所得から控除できる期間を経過する可能性があります。

当事業年度末現在における当社の資本金の額は1億円であり、当社は、法人税法上の中小法人等として、過去10年以内に生じた繰越欠損金について課税所得の全額まで控除が可能となるなど、税法上、いわゆる中小企業向けの措置の適用対象となっております。当社は、3月30日の株主総会にて減資の決議を行うことを予定しており、これにより、当社の資本金の額は1億円以下となる見込みです。しかしながら、今後、当社の資本金の額が増加し、これに応じた資本金の減少がなされない場合、また、上記の中小企業向けの税制措置について、廃止、変更その他の理由により、上記措置の全部又は一部が当社に適用されなくなった場合、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

なお、本件減資等の実施については、取締役会にて慎重に検討いたしました。本件減資は現行の法制度を利用した適法なものであり、当社の安定的な運営及び企業価値の向上に資するものであると判断しております。しかしながら、上記措置を利用することにつき、今後、否定的な報道等がなされた場合には、当社のレピュテーションに影響を与える可能性があります。

## 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

#### 財政状態の状況

##### (資産)

当事業年度末における流動資産は2,868,125千円となり、前事業年度末に比べ1,307,064千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が1,223,165千円増加したことによるものであります。固定資産は486,237千円となり、前事業年度末に比べ275,800千円増加いたしました。これは主に繰延税金資産が174,064千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、3,354,362千円となり、前事業年度末に比べ1,582,864千円増加いたしました。

##### (負債)

当事業年度末における流動負債は935,375千円となり、前事業年度末に比べ408,901千円増加いたしました。これは主に1年内返済予定の長期借入金が140,031千円増加したことによるものであります。固定負債は787,171千円となり、前事業年度末に比べ205,355千円増加いたしました。これは主に長期借入金が205,652千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、1,722,546千円となり、前事業年度末に比べ614,255千円増加いたしました。

##### (純資産)

当事業年度末における純資産合計は1,631,816千円となり、前事業年度末に比べ968,609千円増加いたしました。これは主に当期純利益533,582千円によるものであります。

この結果、自己資本比率は47.4%（前事業年度末は36.8%）となりました。

#### 経営成績の状況

当社は、「中小企業の挑戦を支援し、日本経済の再成長に貢献する」というパーパスと「受発注を変革するインフラを創る」というビジョンを掲げ、IT関連を中心としたサービス領域において、発注企業と受注企業の最適なマッチングの実現を目指すBtoB受発注プラットフォーム「PRON Iアイミツ」を運営しております。

当社では、発注企業の多様な発注ニーズや経営課題に対応できるよう、広範なサービス領域におけるマッチングを推進しております。特にITサービスやSaaS（Software as a Service）ツール等のマッチングを通じた中小企業のデジタルトランスフォーメーション化（DX化）に注力しており、DX化を軸に、日本社会の様々な「不（経営課題）」を解決し、中小企業及び日本経済の成長を後押しすることを目指しております。

当事業年度における我が国の経済は、緩やかな景気回復基調が継続する一方、少子高齢化に伴う労働人口の減少や中小企業を中心とした低い労働生産性といった構造的な課題が顕在化しており、経済環境の先行きには依然として不透明な状況が続いております。

こうした環境のもと、日本企業の99%を占める中小企業（注1）に対するDX推進や業務効率化に対する社会的要請は強く、当社プラットフォームにおける発注企業の発注意欲は堅調に推移しました。

また、当社が注力するDXやSaaS関連市場は、DX市場が約4.0兆円規模から8.0兆円規模へ（注2）、SaaS市場が約1.7兆円規模から2.9兆円規模への（注3）中長期的な拡大が見込まれております。このような市場成長を背景に、当社プラットフォームにおいても、受注企業によるセールス及びマーケティング投資を積極化する動きが見られました。

このような状況を踏まえ、当社では、発注企業によるDX推進を中心とした発注機会の創出を図るべく、複数のアプローチ手法を組み合わせたチャネル戦略の更なる強化に取り組みました。併せて、受注企業の満足度の向上を見据え、マッチングの質及び付加価値の向上を図ることを目的として、各種施策の導入及び既存施策の強化を推進してまいりました。

これらの取り組みの結果、当社プラットフォーム上では活発なマッチングが実現し、当社の重要指標であるマッチング成立数は、前事業年度比42%増となる165千件となりました（注4）。また、受注企業のセールス&マーケティング投資への意欲の高まりを背景に、マッチング成立数の増加を主因として、重要指標である受注企業ARPUは前事業年度比70%増となる3,416千円まで増加し、売上の増大を牽引しました（注5）。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,233,597千円（前事業年度比47.1%増）、営業利益は369,720千円（前事業年度は384,242千円の営業損失）、経常利益は361,809千円（前事業年度は383,095千円の経常損失）、当期純利益は533,582千円（前事業年度は270,464千円の当期純損失）となりました。

なお、当社はマッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注1）中小企業庁「中小企業白書」（2025年）

(注2) 株式会社富士キメラ総研「2024 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望 市場編 / 企業編」  
 (注3) IDC JAPAN『国内パブリッククラウドサービス市場 産業分野別予測、2025年～2029年』  
 (注4) マッチング成立数：発注企業と受注企業の希望要件及び当社所定の確定ステータスを満たした上で紹介が確定した状態（マッチング成立）に至った件数。受注企業に対しては直接または間接的に課金の根拠となる。  
 (注5) 受注企業ARPU：特定期間における受注企業当たりの平均売上高。上記は直近四半期（2025年10～12月）の受注企業当たりの平均売上高を年換算して算出。前事業年度比は、2024年10～12月との対比。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は2,457,719千円となり、前事業年度末に比べ1,258,169千円増加しました。

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は587,171千円（前事業年度は343,214千円の減少）となりました。これは主に、売上債権の増加額90,003千円の減少要因があった一方、税引前当期純利益の計上361,809千円、未払金の増加額139,645千円の増加要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は71,184千円（前事業年度は1,152千円の減少）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出102,822千円の減少要因があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は742,183千円（前事業年度は179,184千円の減少）となりました。これは主に、長期借入れによる収入494,000千円の増加要因があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はマッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)	
金額(千円)	前年同期比(%)
3,233,597	147.1

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上ではないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高、売上原価、売上総利益)

売上高は、発注企業によるDX推進を中心とした発注機会の創出を図るべく、複数のアプローチ手法を組み合わせたチャネル戦略の更なる強化により3,233,597千円(前事業年度比1,035,793千円増)となりました。

売上原価は、主に人員増加に伴う人件費増加の一方、制作したソフトウェアの資産計上により290,478千円(前事業年度比69,770千円減)となりました。この結果、売上総利益は2,943,119千円となりました(前事業年度比1,105,564千円増)。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、主に人員増加に伴う人件費増加、継続して積極的に広告宣伝を実施したことから2,573,399千円(前事業年度比351,602千円増)となりました。

この結果、当事業年度の営業利益は369,720千円(前事業年度営業損失384,242千円)となりました。

営業外損益については、営業外収益は、主に法人クレジットカードの利用によるポイント収入により13,279千円(前事業年度比304千円増)となりました。営業外費用は、支払利息、支払手数料等の計上により21,189千円(前事業年度比9,361千円増)となりました。

この結果、当事業年度の経常利益は361,809千円(前事業年度経常損失383,095千円)となりました。

(特別利益、特別損失、税引前当期純利益)

特別損益については、特別利益、特別損失ともに発生しておりません。特別損失は前事業年度比242千円減となりました。

この結果、当事業年度の税引前当期純利益は361,809千円(前事業年度税引前当期純損失383,337千円)となりました。

(法人税等、当期純利益)

法人税等については、2,290千円(前事業年度比1,760千円増)となりました。法人税等調整額は174,063千円(前事業年度比60,661千円減)を計上しています。

以上より、当事業年度の当期純利益は533,582千円(前事業年度当期純損失270,464千円)となりました。

(当社の経営成績に重要な影響を与える要因)

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社は、事業運営上必要な資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。短期運転資金、設備投資や長期運転資金の調達について、自己資金又は金融機関からの借入を基本としており、都度最適な方法を選択しております。なお、当事業年度末における借入金の残高は1,052,890千円であります。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は2,457,719千円となります。なお、当社は、マッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、事業年度末日における資産及び負債、会計期間における収益及び費用について会計上の見積りを必要としております。この見積りに関しては、過去の実績及び適切な仮定に基づいて合理的に計算しておりますが、実際の結果と相違する場合があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載しております。

また、当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析・検討内容  
経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境  
及び対処すべき課題等 (4) 経営指標」に記載しております。

**5【重要な契約等】**

該当事項はありません。

**6【研究開発活動】**

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社は、マッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当事業年度の設備投資等（ソフトウェアを含む）の総額は114,788千円であります。その主な内容は、基幹システム等のソフトウェアの刷新・開発であります。また、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物附属 設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	構築物 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都品川区)	本社設備 及びソフト ウェア	22,857	5,519	255	102,653	131,285	156(28)

(注) 1. 現在、休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の他、主要な賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

本社の建物は賃借物件であります。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

4. 当社は、マッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年3月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,382,560	4,401,200	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	4,382,560	4,401,200	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

#### 第4回新株予約権

決議年月日	2024年1月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員4名及び従業員125名及び当社取引先法人1社及び当社取引先個人1名
新株予約権の数(個)	10,033[8,169](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 100,330 [81,690](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	2026年2月1日から2034年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)7	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	(注)3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、会社の普通株式10株とし、本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100,330株とする。ただし、本新株予約権1個当たりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあり、この場合の付与株式数は、当該調整後の本新株予約権1個当たりの目的である株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。また、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、意味するものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第

183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める本新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

2. 1株につき金1円(以下「行使価額」という。)とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は、以下に定めるところに従い調整されることがある。

会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

会社が、( )時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は( )時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同様とする。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、各用語の意義は、以下に定めるところによるものとする。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \times \text{時価}$$

上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(ただし、当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とする。)

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

(注) 2の( )に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。会社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。

会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、(注) 2に基づく調整は行われぬものとする。

### 3. 行使条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権」という。)について会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権者は、会社の株式が上場されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 本新株予約権者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該本新株予約権者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- (5) 会社において支配権移転事由を伴う取引を行うことを決定した場合、本新株予約権者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、以下に掲げる事由のいずれかの事由をいう。

合併、株式交換、株式交付又は株式移転(但し、かかる行為の直前における会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

事業の全部又は実質的に全部の譲渡(但し、かかる行為の直前における会社の株主が、譲受会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される吸収分割又は新設分割(但し、かかる行為の直前における会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

会社の株式等の譲渡又は移転(但し、かかる取引の直前における会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。)

### 4. 相続

本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

5. 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、会社において別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、会社において取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、会社が子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付(以下、総称して「組織再編行為」という。)、会社の事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡する事業譲渡契約、全部取得条項付種類株式の取得、又は株式併合について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議(会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定))が行われた場合
- (2) 本新株予約権者が禁錮以上の刑(執行猶予が付された場合を含む。)に処せられた場合
- (3) 本新株予約権者が( )会社又はその関係会社(会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。)が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業(以下総称して「競合事業」という。)を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、( )競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、( )競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、( )競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- (4) 会社の株主総会における総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する株主(複数の株主で総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する場合の各株主を含む。)から、会社の総議決権数の過半数に相当する数以上の株式の譲渡にかかる譲渡承認請求が行われ、会社において当該譲渡が承認された場合

- (5) 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合
- (6) 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (7) 本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (8) 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
- (9) 本新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- (10) 本新株予約権者が以下のいずれの身分をも喪失した場合。ただし、会社の取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定）において、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認める旨の決議がなされた場合は除く。
  - 会社又はその関係会社の取締役、監査役又は執行役
  - 会社又はその関係会社の使用人（契約社員については正社員と同水準の就労を行うものに限るものとし、アルバイトを除く。）
- (11) 本新株予約権者が会社又はその関係会社の取締役、監査役、執行役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
  - 自己に適用される会社又はその関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - 本新株予約権者が取締役、監査役又は執行役としての忠実義務等会社又はその関係会社に対する義務に違反した場合

6. 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権者に対して、手続に応じて、それぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換、株式移転若しくは株式交付における親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
  - 本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
  - 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
  - 組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - 組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本方針（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
  - 〔ストックオプション制度の内容〕に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
  - 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
  - 新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
  - 本項に準じて決定する。

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

## 第5回新株予約権

決議年月日	2025年1月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員4名及び従業員99名
新株予約権の数(個)	38,452(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 384,520(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	2027年2月1日から2035年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)7	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	(注)3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、会社の普通株式10株とし、本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、384,520株とする。ただし、本新株予約権1個当たりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあり、この場合の付与株式数は、当該調整後の本新株予約権1個当たりの目的である株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。また、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、意味するものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める本新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行う。

2. 1株につき金1円(以下「行使価額」という。)とし、本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は、以下に定めるところに従い調整されることがある。会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

会社が、( )時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は( )時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同様とする。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、本号各用語の意義は、以下に定めるところによるものとする。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ & \text{既発行株式数} + \text{時価} \\ \text{調整後行使価額} = & \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \end{aligned}$$

上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（ただし、当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

（注）2の（ ）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

会社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。

会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、（注）2に基づく調整は行われないものとする。

### 3. 行使条件

- （1）本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権」という。）について会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- （2）本新株予約権者は、会社の株式が上場されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- （3）本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- （4）本新株予約権者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該本新株予約権者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- （5）会社において支配権移転事由を伴う取引を行うことを決定した場合、本新株予約権者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、以下に掲げる事由のいずれかの事由をいう。

合併、株式交換、株式交付又は株式移転（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）

事業の全部又は実質的に全部の譲渡（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、譲受会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）

会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される吸収分割又は新設分割（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）

会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）

#### 4. 相続

本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

5. 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、会社において別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、会社において取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、会社が子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下、総称して「組織再編行為」という。）、会社の事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡する事業譲渡契約、全部取得条項付種類株式の取得、又は株式併合について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会議決に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われた場合

(2) 本新株予約権者が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を含む。）に処せられた場合

(3) 本新株予約権者が（ ）会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業（以下総称して「競合事業」という。）を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、（ ）競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、（ ）競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、（ ）競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

(4) 会社の株主総会における総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する株主（複数の株主で総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する場合の各株主を含む。）から、会社の総議決権数の過半数に相当する数以上の株式の譲渡にかかる譲渡承認請求が行われ、会社において当該譲渡が承認された場合

(5) 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合

(6) 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(7) 本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

(8) 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

(9) 本新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(10) 本新株予約権者が以下のいずれの身分をも喪失した場合。ただし、会社の取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定）において、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認める旨の決議がなされた場合は除く。

会社又はその関係会社の取締役、監査役又は執行役

会社又はその関係会社の使用人（契約社員については正社員と同水準の就労を行うものに限るものとし、アルバイトを除く。）

(11) 本新株予約権者が会社又はその関係会社の取締役、監査役、執行役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合

自己に適用される会社又はその関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

本新株予約権者が取締役、監査役又は執行役としての忠実義務等会社又はその関係会社に対する義務に違反した場合

6. 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権者に対して、手続に応じて、それぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換、株式移転若しくは株式交付における親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方

針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本方針(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
[ストックオプション制度の内容]に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれが遅い日から、権利行使期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について  
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い  
本項に準じて決定する。

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

## 第6回新株予約権

決議年月日	2025年1月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取引先法人1社及び当社取引先個人1名
新株予約権の数(個)	1,155(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 11,550(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	2027年2月1日から2035年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)7	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	(注)3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、会社の普通株式10株とし、本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、11,550株とする。ただし、本新株予約権1個当たりの目的である株式数は、以下の定めにより調整されることがあり、この場合の付与株式数は、当該調整後の本新株予約権1個当たりの目的である株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を意味するものとする。また、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、意味するものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降に、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

会社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分、株式無償割当て又は合併、株式交換、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、会社は、会社が適当と認める本新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

2. 1株につき金1円(以下「行使価額」という。)とし、本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は、以下に定めるところに従い調整されることがある。会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、(注)1の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

会社が、( )時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は( )時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同様とする。)の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、本号における各用語の意義は、以下に定めるところによるものとする。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

なお、上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ & \text{既発行株式数} + \text{時価} \\ \text{調整後行使価額} = & \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \end{aligned}$$

上記算式については下記の定めに従うものとする。

「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（ただし、当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合は、当該変動前の数を基準とする。）。

会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

（注）2の（ ）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

会社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。

会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、（注）2に基づく調整は行われないものとする。

### 3. 行使条件

- （1）本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権」という。）について会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- （2）本新株予約権者は、会社の株式が上場されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。
- （3）本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- （4）本新株予約権者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該本新株予約権者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- （5）会社において支配権移転事由を伴う取引を行うことを決定した場合、本新株予約権者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができる。なお、「支配権移転事由」とは、以下に掲げる事由のいずれかの事由をいう。

合併、株式交換、株式交付又は株式移転（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）

事業の全部又は実質的に全部の譲渡（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、譲受会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）

会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される吸収分割又は新設分割（但し、かかる行為の直前における会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）

会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）

#### 4. 相続

本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

5. 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、会社において別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、会社において取得する本新株予約権を決定するものとする。

(1) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、会社が子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下、総称して「組織再編行為」という。）、会社の事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡する事業譲渡契約、全部取得条項付種類株式の取得、又は株式併合について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定））が行われた場合

(2) 本新株予約権者が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を含む。）に処せられた場合

(3) 本新株予約権者が（ ）会社又はその関係会社（会社計算規則及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競合する事業（以下総称して「競合事業」という。）を営む他の法人の役員に就任し又は就任することを承諾した場合、（ ）競合事業を営む他の法人又は個人の使用人となった場合、（ ）競合事業を営む法人又は個人との間で、顧問、相談役、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約を締結した場合、（ ）競合事業を営む法人を直接又は間接に設立した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

(4) 会社の株主総会における総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する株主（複数の株主で総議決権数の過半数に相当する数以上の株式を保有する場合の各株主を含む。）から、会社の総議決権数の過半数に相当する数以上の株式の譲渡にかかる譲渡承認請求が行われ、会社において当該譲渡が承認された場合

(5) 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又はその関係会社の信用を毀損した場合

(6) 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(7) 本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

(8) 本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

(9) 本新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

(10) 本新株予約権者が以下のいずれの身分をも喪失した場合。ただし、会社の取締役会の決議（会社が取締役会設置会社でない場合においては、会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定）において、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認める旨の決議がなされた場合は除く。

会社又はその関係会社の取締役、監査役又は執行役

会社又はその関係会社の使用人（契約社員については正社員と同水準の就労を行うものに限るものとし、アルバイトを除く。）

(11) 本新株予約権者が会社又はその関係会社の取締役、監査役、執行役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合

自己に適用される会社又はその関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

本新株予約権者が取締役、監査役又は執行役としての忠実義務等会社又はその関係会社に対する義務に違反した場合

6. 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権者に対して、手続に応じて、それぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換、株式移転若しくは株式交付における親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方

針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- ( 1 ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ( 2 ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ( 3 ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
- ( 4 ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に定める行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項第3号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ( 5 ) 新株予約権を行使することができる期間  
[ストックオプション制度の内容]に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の末日までとする。
- ( 6 ) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- ( 7 ) 取締役会による譲渡承認について  
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ( 8 ) 組織再編行為の際の取扱い  
本項に準じて決定する。

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

第2回新株予約権（取得条項の定めによる新株予約権の取得と引換えに交付された新株予約権）

決議年月日	2025年9月16日
新株予約権の数（個）	3,296（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 32,960 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	903（注）2
新株予約権の行使期間	2025年9月16日から2026年12月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 903 資本組入額 451.5 （注）3
新株予約権の行使の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は、当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は当社普通株式10株とする。なお、当社が普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である普通株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第283条の定めに従って現金をもって支払うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整する。

$$\text{調整後の各新株予約権1個当たりの目的たる株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前の各新株予約権1個当たりの目的たる株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

（1）本新株予約権1株につき、金903円（以下「行使価額」という。）

（2）（3）に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合は、その日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。

行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。

行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とする

行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。

- (3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。

行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

- ( ) 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

- ( ) 上記( ) ただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合

調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使されたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

- (4) 上記(3)に掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、当社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を届け出なければならない。

合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。

前 のほか当社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権の行使請求期間が終了したとき。但し、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権は、当社が、株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」という。）の制度融資である、新事業育成資金（新株予約権付融資）を利用するにあたり、融資実行と同時に公庫に対して、以下の条件に基づき発行したものです。

- (1) 原則として、当社が株式公開を行った後に、公庫は、本新株予約権を当社代表取締役である栗山規夫氏（以下、「栗山氏」という。）又は同氏が公庫にあっせんした者（当社を含む）に売却するものとする。この場合には、(8) に定められた基準日を起算日として14日以内に売却することとする。ただし、当社が、本新株予約権が上場審査に支障をきたすおそれがあることを示した場合、公庫は、本新株予約権を株式公開前に売却することができることとする。

- (2) 損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社株式の公開が可能であるにもかかわらず、当社が株式公開を申請しない場合は、(1)の定めにかかわらず、公庫は、本新株予約権を栗山氏又は同氏が公庫にあっせんした者に売却することができることとする。ただし、公庫は、本新株予約権の行使請求期限までに当社発行の株式の株式公開が確実であると判断した場合等においては、本新株予約権の売却を猶予することができる。
- (3) 当社が合併、株式分割、株式交換、株式移転又は事業の譲渡等を行うことにより、公庫に不利益が生じると認められる場合は、(1)の定めにかかわらず、公庫は栗山氏と協議のうえ、本新株予約権を栗山氏又は同氏が公庫にあっせんした者に売却することができることとする。
- (4) 上記(1)、(2)又は(3)の場合において、栗山氏又は同氏が公庫に対してあっせんした者が、何らかの理由で本新株予約権を買い取ることができない場合は、公庫は、栗山氏と協議のうえ公庫が選定した者に本新株予約権を売却することができるものとする。
- (5) 本新株予約権の売買価格は原則として次のとおり算出する。  
 売買価格 = (株式の時価 - 行使価額) × 本新株予約権の行使により発行すべき株式数  
 ただし、株式の時価が行使価額を上回らない場合には、公庫は栗山氏と協議の上、売買価格を定めることができる。
- (6) 株式は時価により評価することとし、原則として、次に定めるいずれかの金額を基準株価として、公庫及び栗山氏が合意した価格とする。ただし、(2)により本新株予約権を猶予した場合においては、原則として公庫が当社発行の株式の株式公開が確実であったと判断した時点の株式の時価を下限とする。
- 株式公開前に売買を行う場合
- ア．以下に定める時価純資産方式により算出した1株当たりの純資産価額
- a．算式
- $$\text{時価純資産方式による1株当たりの純資産価額} = \frac{(\text{評価時における時価評価による資産の合計額}) - (\text{評価時における時価評価による負債の合計額})}{\text{評価時における発行済株式総数}}$$
- b．上記算式の資産及び負債の金額の計算に当たっては、土地及び土地の上に存する権利並びに上場有価証券等は原則として時価、建物は取得価額から定額法による減価償却額相当額を控除した価額、機械等の有形固定資産は取得価額から減価償却額相当額を控除した価額、その他の資産で取引時価のあるものは当該時価、取引時価のないものは適正な帳簿価額その他適切な方法により評価する。なお、取引時価のないもののうち、知的所有権、営業権、繰延資産及び負債等は、「財産評価基本通達」(昭和39年4月25日直資56直審(資)17)に定める方法により評価する。
- c．潜在株式があるときは、上記算式で算出した株価を適切に調整する。
- イ．株式の時価の算定時において以下に定める適正な価格での株式の売買実例等がある場合は、当該売買実例の売買価格等
- a．適正な価格とは、直近において利害が相反するいわゆる第三者との間において通常取引される価格をいう(相続又は贈与による取引、同族株主間の取引、その他何らかの事情により経済合理性が認められない取引及び当社又は栗山氏の支配力が働く取引の場合は、適正な価格とはみなされない。 )。
- b．売買実例等とは、株式の売買、株式、新株予約権付社債若しくは新株予約権の発行等又は自己株式の取得をいう(会社の普通株式に転換できる証券の転換、新株予約権付社債又は新株予約権の行使等は含まれない。 )。
- c．売買価格等とは、株式の発行の場合は発行価額、新株予約権付社債は行使価額、新株予約権の発行の場合は新株予約権の発行価額と当該新株予約権行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額をいう(会社の普通株式に転換できる証券、新株予約権の行使等は含まれない。 )。
- ウ．当社が提出する公認会計士等第三者の適正な評価による価格
- エ．国税庁財産評価基本通達に定める類似業種比準価額方式に基づき算出した価格
- オ．事業の種類、規模、収益の状況が類似する他の法人の株価と比準して算出した価格
- カ．当社株式1株当たりの簿価純資産価額
- キ．当社の金融商品取引所への上場に伴う募集株式発行に関する募集価格
- 株式公開後に売買を行う場合
- ア．上場日以後1ヶ月間を経過した日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヶ月間の金融商品取引所における終値の単純平均の価格(1円未満の端数は切り捨て)

- イ．上場日以後 1 ヶ月間を経過した日を基準日（当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日）とし、当該基準日の前営業日の金融商品取引所における終値の価格。ただし、金融商品取引所の規則等により本新株予約権の継続保有の確約を書面により提出している場合は、原則として、上場日以後 6 ヶ月間（当該日において本新株予約権取得した日以後 1 年間を経過していない場合には、1 年を経過する日）を経過した日（当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日）を基準日とし、当該基準日を含めて前 1 ヶ月間の金融商品取引所における終値の単純平均の価格（1 円未満の端数は切り捨て）
- 5．公庫は、栗山氏との間で、公庫が所有する当社新株予約権3,296個（新株予約権の目的となる株式の数32,960株）の譲渡に関する売買予約契約を2025年11月10日付で締結し、当該契約に基づき2026年2月10日付で譲渡がなされました。

第3回新株予約権

決議年月日	2022年7月25日
新株予約権の数(個)	3,601(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 36,010(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,666(注)2、3
新株予約権の行使期間	2022年7月27日から2027年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 1,666 資本組入額 933
新株予約権の行使の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類は、当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は当社普通株式10株とする。なお、当社が普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である普通株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第283条の定めに従って現金をもって支払うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の割当株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で割当株式数の調整をすることができる。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第283条の定めに従って現金をもって支払うものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、以下のいずれかとする。

金銭

株式会社新生銀行及び当社との間の2022年7月25日付金銭消費貸借契約証書(以下「本ローン契約」という。)に基づく貸金元本債権(以下「本ローン債権」という。)

金銭及び本ローン債権

- (2) 本新株予約権の行使に際して払込みをすべき当社の普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、金1,666円とする。但し、行使価額は第3.に定めるところに従い調整される。
- (3) 本新株予約権の行使に際して金銭を出資する場合、その価額は、行使価額に、割当株式数を乗じた金額とする。
- (4) 本新株予約権の行使に際して本ローン債権を出資する場合、出資される本ローン債権の債権額は、行使価額に割当株式数を乗じた金額とする。
- (5) 本新株予約権の行使に際して金銭及び本ローン債権を出資する場合、出資される金銭及び本ローン債権の価額の合計額は、行使価額に割当株式数を乗じた金額とする。
- (6) 本新株予約権の行使に際して出資された本ローン債権は、当該債権額の範囲内において、当該出資と同時に、弁済期が到来したものとみなされ、かつ混同により消滅する。

### 3. 行使価額の調整

- (1) 本項第(7)号の から までに掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、調整後行使価額を適用する日の前日における、(i) 当社の発行済普通株式数と(ii) 発行済潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の全てにつき取得原因(潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。)が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における当社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し、当該調整の事由により上記(i)若しくは(ii)の普通株式数又は自己株式(普通株式のみ)の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)
- (4) 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。
- (5) 行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とする
- (6) 行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。
- (7) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の から に定めるところによる。

行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

- ( ) 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。  
但し、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 上記( ) 但し書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この において同じ。)を発行する場合

調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使されたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

- (8) 上記(7)の から に掲げる事由のほか次の から に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、当社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を届け出なければならない。

合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。

前 のほか当社の発行済株式数(自己株式数を除く。)の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

上記(7)の に定める新株予約権の行使請求期間が終了したとき。但し、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。

- (9) 行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整する。なお、株式分割又は株式併合の場合の株式数の調整は、第6項に定めるところによる。

調整後の各新株予約  
権 1 個当たりの目的  
たる株式数 =  $\frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前の各新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数}}{\text{調整後行使価額}}$

ただし、1 株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。

4. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、新株予約権者が、本ローン契約に違反して、本ローン契約に基づく貸付を2022年7月27日までに実行しなかった場合、本新株予約権を無償で取得することができる。当社は、かかる事由が生じたことにより本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2023年3月14日 (注)1.	C種優先株式 78,029	普通株式 224,725 A種優先株式 21,970 B種優先株式 75,027 C種優先株式 78,029	649,981	749,981	649,981	1,397,419
2023年9月29日 (注)2.	C種優先株式 13,505	普通株式 224,725 A種優先株式 21,970 B種優先株式 75,027 C種優先株式 91,534	112,496	862,478	112,496	1,509,916
2023年12月26日 (注)3.	-	普通株式 224,725 A種優先株式 21,970 B種優先株式 75,027 C種優先株式 91,534	762,478	100,000	1,509,916	-
2025年9月15日 (注)4.	普通株式 188,531 A種優先株式 21,970 B種優先株式 75,027 C種優先株式 91,534	普通株式 413,256	-	100,000	-	-
2025年9月17日 (注)5.	普通株式 3,719,304	普通株式 4,132,560	-	100,000	-	-

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2025年12月23日 (注)6.	普通株式 250,000	普通株式 4,382,560	201,250	301,250	201,250	201,250
2025年12月23日 (注)7.	-	普通株式 4,382,560	201,250	100,000	201,250	-

- (注)1. 有償第三者割当 78,029株  
発行価格 16,660円  
資本組入額 8,330円  
主な割当先 JICベンチャー・グロース・インベストメンツ(株)、モバイル・インターネット・キャピタル(株)、他2社
2. 有償第三者割当 13,505株  
発行価格 16,660円  
資本組入額 8,330円  
主な割当先 池森ベンチャーサポート、みずほキャピタル、アガルート、他1社1名
3. 財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、2023年12月15日開催の臨時株主総会において資本金を762,478千円減少し(減資割合 88.4%)たうえで、その他資本剰余金に762,478千円を振り替えております。さらに、資本準備金を1,509,916千円減少したうえで、その他資本剰余金に1,509,916千円を振り替えております。
4. 2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月15日付でA種優先株式21,970株、B種優先株式75,027株、C種優先株式91,534株を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に普通株式21,970株、B種優先株主に普通株式75,027株、C種優先株主に普通株式91,534株を交付し、2025年9月15日付で自己株式として保有するA種優先株式21,970株、B種優先株式75,027株、C種優先株式91,534株を全て消却しております。
5. 当社は、2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。
6. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)によるものであります。  
発行価格 1,750円  
引受価額 1,610円  
資本組入額 805円  
払込金総額 402,500千円
7. 2025年11月20日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月23日付で減資の効力が発生し、資本金および資本準備金をそれぞれ減少させ、その他資本剰余金への振り替えを行っております。この結果、資本金の額201,250千円が減少(減資割合66.8%)し、資本準備金の額201,250千円が減少し、その他資本剰余金の額402,500千円が増加しております。
8. 2026年1月1日から2026年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が18,640株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,147千円増加しております。

( 5 ) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況( 1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	18	67	15	8	1,932	2,043	-
所有株式数(単元)	-	2,033	5,550	12,798	1,923	36	21,479	43,819	660
所有株式数の割合(%)	-	4.64	12.67	29.21	4.39	0.08	49.02	100	-

( 6 ) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エールユー	東京都品川区西中延2丁目9-8	1,122,300	25.61
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	381,900	8.71
JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門1丁目3-1	270,110	6.16
MICイノベーション5号投資事業有限責任組合	東京都千代田区霞が関3丁目2-5	180,080	4.11
栗山 規夫	東京都品川区	169,450	3.87
Spiral Capital Japan Fund 2号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門5丁目9-1	157,580	3.60
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	92,800	2.12
SBI 4 & 5 投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1丁目6-1	90,040	2.05
ニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内2丁目3-2 郵船ビルディング	70,460	1.61
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山2丁目6番21号	67,400	1.54
計	-	2,602,120	59.38

(注) 1. 当社は、自己株式は保有していません。

2. 株式会社エールユーは、当社代表取締役である栗山規夫が株式を保有する資産管理会社であります。

3. 前事業年度末において主要株主であった栗山規夫およびJICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(7)【議決権の状況】  
 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,381,900	43,819	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 660	-	-
発行済株式総数	4,382,560	-	-
総株主の議決権	-	43,819	-

【自己株式等】  
 該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条4号によるA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の取得。

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年8月27日)での決議状況 (取得期間2025年9月15日)	A種優先株式 21,970 B種優先株式 75,027 C種優先株式 91,534	-
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	A種優先株式 21,970 B種優先株式 75,027 C種優先株式 91,534	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 1. 2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「株式数」は、当該株式分割前の「株式数」を記載しております。

2. 2025年8月27日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年9月15日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2025年9月16日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式(注) 1.2	A種優先株式 21,970 B種優先株式 75,027 C種優先株式 91,534	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

(注) 1. 2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「株式数」は、当該株式分割前の「株式数」を記載しております。

2. 2025年8月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年9月15日付で、自己株式として取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式を全て消却しております。

## 3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開及び財務体質の強化を図るために必要な内部留保の確保を優先する方針であり、当事業年度の剰余金の配当につきましても無配としております。現時点では、当社の成長段階においては、事業基盤の拡充や人材投資など、今後の持続的な成長に向けた資金需要が見込まれていることから、原則として、当面はこれらへの投資を優先し、配当の実施は未定としております。

もっとも、株主への利益還元は重要な経営課題の一つであると認識しており、将来的には、経営成績、財務状況、キャッシュ・フローの状況、将来の事業計画の達成状況及び投資計画等を総合的に勘案のうえ、安定的かつ継続的な利益還元を実現できる財務基盤が整ったと判断した段階で、配当の実施を検討してまいります。配当の実施の可能性、実施時期及び配当の方針等については、提出日現在において未定であります。

なお、内部留保資金は、事業拡大のための人材採用や成長投資、並びに財務基盤の充実など、企業価値の向上につながる投資に充当する方針であります。

また、当社は、期末配当は12月31日、中間配当は6月30日を基準日としており、いずれも決定機関は株主総会です。なお、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする定款変更議案を、2026年3月30日開催予定の第14期定時株主総会において決議する予定です。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、事業環境の変化が激しい業界において企業価値の継続的な向上を図るためには、あらゆるステークホルダーから当社に対して継続的な信頼を得ることが最重要であると認識しています。当該認識のもと、企業の健全性、透明性を高めるために、効率的で合理的な経営体制を可能とする社内統制を構築するとともに、当社の役職員に対し、法令、社会規範、倫理等について継続的に意識の維持向上を図ることで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

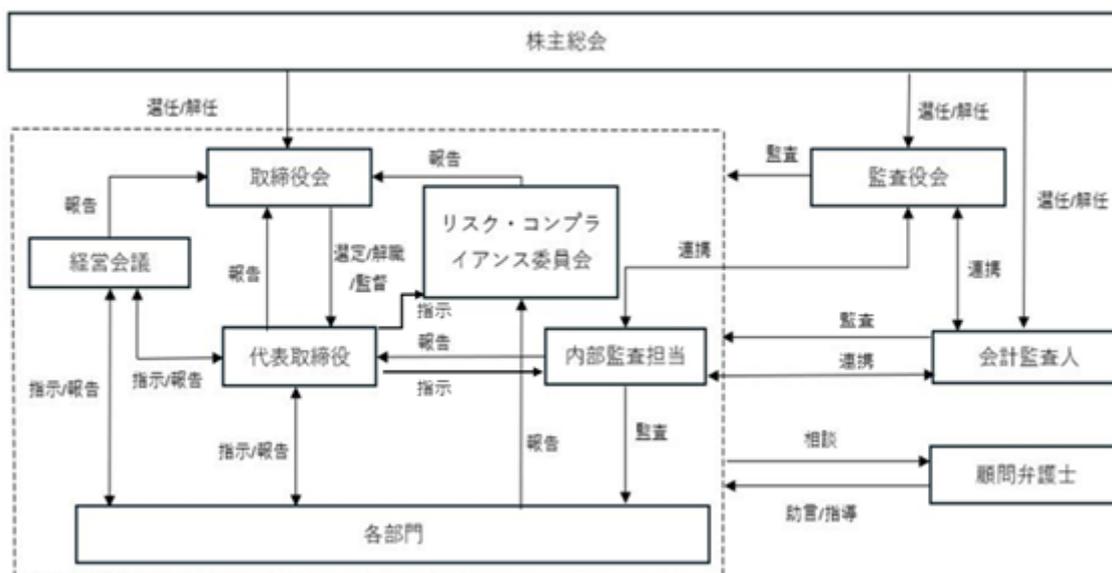
企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

#### 1) 当該体制を採用する理由

当社は監査役会を設置しています。監査役会が、内部監査担当及び会計監査人との連携を図りながら、独立した監査機能を担うことによって、適切なコーポレート・ガバナンスが実現できると考え、現在の体制を採用するものであります。代表取締役から任命された内部監査担当は、内部統制の運用状況の調査を行い、監査役会と連携して定期的に業務執行部署への内部監査を実施し、各部署の所管業務が法令、規制、定款及び社内諸規程を遵守し、適正かつ有効に運営されているか否かを調査しています。内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携としては、定期的に三様監査の意見交換を実施しているほか、内部監査結果については、適時に監査役会に報告して連携強化に努めています。

#### 2) 企業統治の体制

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。



#### ア．取締役会

当社の取締役会は、提出日現在（2026年3月25日）、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会は、監査役出席の下、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しています。また、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っています。

取締役会の構成及び取締役の出席状況

柴田大介（議長：代表取締役）：20/20回参加

栗山規夫（代表取締役）：20/20回参加

中村哲朗（取締役）：20/20回参加

安田真士（取締役）：13/14回参加

橘浩二（社外取締役）：20/20回参加

安田真士氏は2025年10月1日付をもって当社取締役を辞任しており、辞任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

#### 監査役の出席状況

高梨宏史（常勤社外監査役）：20/20回参加

和田瑞樹（非常勤社外監査役）：20/20回参加

小田香織（非常勤社外監査役）：20/20回参加

当社は、2026年3月30日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役4名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は4名（内、社外取締役1名）となります。これらが承認可決された場合の取締役会の構成員については、後記「（2）役員の状況2.」のとおりであります。

#### イ．代表取締役

当社は、事業の拡大を伴いつつ、安定的かつ柔軟に経営の意思決定を行うことを目的として、2名の代表取締役を選定し、各代表取締役の役割を分担しております。代表取締役CEO柴田大介は、当社の経営方針及び事業戦略の立案、決定及び遂行において特に重要な役割を果たしております。代表取締役Founder栗山規夫は、当社の創業者であり、パーパスやビジョンの制定及び浸透並びに事業への反映、新規事業の開発等を主な役割としております。

#### ウ．監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名（うち社外監査役3名）によって構成されています。監査役会は、毎月の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っています。なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等を通じて、取締役の職務執行を監査しています。また、内部監査担当及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めています。

##### 監査役会の構成

高梨宏史（常勤社外監査役）、和田瑞樹（非常勤社外監査役）、小田香織（非常勤社外監査役）

#### エ．内部監査

当社の内部監査は内部監査担当者2名（執行役員）が担当しています。内部監査人は、事業の適切性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況について、後日確認しています。

#### オ．経営会議

当社は、経営に関わる重要事項の意思決定、経営に関わる重要事項についてマネジメント間での情報共有を行うことを目的に、取締役、執行役員以上の職位の者と監査役が出席する経営会議を設置しています。経営会議は原則として毎週開催しています。

##### 経営会議の構成

柴田大介（議長：代表取締役）、栗山規夫（代表取締役）、中村哲郎（取締役）、高梨宏史（常勤監査役）、小林亮（執行役員）、安田真士（執行役員）、牟田裕章（執行役員）、岡田卓摩（執行役員）、竹澤裕次郎（執行役員）

#### カ．会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されています。

#### キ．リスク・コンプライアンス委員会

当社全体で対応すべきリスクの評価、当該リスクへの対応策の取りまとめ及び当該対応策の推進状況の確認等を行うため、「リスク・コンプライアンス規程」を作成し、代表取締役CEOを委員長、常勤取締役及び常勤監査役を委員とするリスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催しています。

#### 企業統治に関するその他の事項

##### 1) 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムとして、会社法に基づく業務の適正を確保するための体制を下記のとおり整備しています。なお、当該内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めています。

- a . 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ( a ) 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
  - ( b ) 取締役は、毎月の定例取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
  - ( c ) 基本行動理念を定め、取締役及び使用人の企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
  - ( d ) 取締役及び使用人に対し、「リスク・コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
  - ( e ) コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
  - ( f ) 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
  - ( g ) 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
  - ( h ) 使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- b . 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ( a ) 情報資産を保護し正確かつ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
  - ( b ) 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。
- c . 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ( a ) リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、経営企画部がリスク管理の主管部門として、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
  - ( b ) 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役CEOをリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。
- d . 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ( a ) 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。
  - ( b ) 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
  - ( c ) 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。
- e . 当社の業務の適正を確保するための体制
  - ( a ) 当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、当社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。
  - ( b ) 当社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
  - ( c ) リスク管理に関する規程その他の体制を整備する。
  - ( d ) 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、教育、研修等を実施し、当社のコンプライアンスの徹底に努める。
- f . 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
  - ( a ) 監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
  - ( b ) 当該使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。
  - ( c ) 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。
- g . 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
  - ( a ) 重要会議へ出席する監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(b) 取締役の報告義務

- ・取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。
- ・取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
  - ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
  - ・業績及び業績見通しの内容
  - ・内部監査の内容及び結果
  - ・内部通報制度に基づく情報提供の状況
  - ・行政処分の内容
  - ・前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

(c) 使用人による報告

- ・使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。
- ・当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ・重大な法令または定款違反の事実

h. 当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

i. (b)(c)の報告をした者に対して、監査役へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

j. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 代表取締役、会計監査人等と監査役の連携

代表取締役、会計監査人、内部監査担当等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

(b) 外部専門家の起用

監査役会又は監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

(c) 社外監査役の起用

監査役会には、法令に従い社外監査役を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。

2) リスク管理体制の整備の状況

当社は、市場、情報セキュリティ、環境、労務、サービスの品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、リスク・コンプライアンス委員会を開催して審議することとしています。リスク・コンプライアンス委員会では、リスク・コンプライアンス規程に基づき、代表取締役、常勤取締役及び常勤監査役を中心に、当社運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置付けています。各取締役は担当部門のリスク管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合はリスク・コンプライアンス委員会へ報告することになっています。また、企業価値向上のためにもコンプライアンスの徹底は必要不可欠と認識しており、原則として3か月に1回リスク・コンプライアンス委員会を開催して、当社のコンプライアンスにかかる推進状況を確認しています。リスク・コンプライアンス委員会に参加した代表取締役及び取締役が担当部門の職員に対し、法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとるよう周知徹底しています。

3) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は子会社を保有していないため、該当事項はありません。

責任限定契約の内容

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額としています。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めています。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めています。

#### 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めています。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めています。

( 2 ) 【 役員の状況】

役員一覧

1 . 2026年 3 月25日 ( 有価証券報告書提出日 ) 現在の当社の役員の状況は、以下の通りです。

男性6名 女性1名 ( 役員のうち女性の比率14% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 ( 株 )
代表取締役 Founder	栗山 規夫	1980年10月28日生	2003年 4 月 三菱商事株式会社入社 2004年 9 月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2012年10月 当社設立 代表取締役就任 2019年12月 当社代表取締役CEO就任 2023年10月 当社代表取締役Founder就任 ( 現任 )	( 注 ) 4	1,291,750 ( 注 ) 6
代表取締役 CEO	柴田 大介	1980年10月23日生	2003年 4 月 株式会社三井住友銀行入社 2003年10月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2018年11月 当社取締役就任 2019年12月 当社代表取締役就任 2023年10月 当社代表取締役CEO就任 ( 現任 )	( 注 ) 4	62,400
取締役 ( 注 ) 1	中村 哲朗	1976年10月25日生	2002年 1 月 株式会社デジキューブ入社 2004年 2 月 日本ソフトサービス株式会社 ( 現カル チュア・エクスペリエンス株式会社 ) 入 社 2005年 8 月 株式会社メディアフラッグ ( 現インパク トホールディングス株式会社 ) 入社 2007年12月 株式会社カカコム入社 2021年 5 月 当社入社 2021年10月 当社取締役就任 ( 現任 )	( 注 ) 4	17,400
取締役 ( 注 ) 2	橘 浩二	1975年 1 月30日生	1997年 4 月 野村證券株式会社入社 2007年 3 月 経済産業省入省 2008年 7 月 MTラボキャピタル株式会社入社 2011年 9 月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2020年 1 月 Appier Group株式会社Senior Vice President兼Head of Japan就任 ( 現任 ) 2025年 1 月 当社社外取締役就任 ( 現任 )	( 注 ) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役 (注) 3	高梨 宏史	1962年 5月23日生	1986年 4月 株式会社オートラマ(現フォードジャパ ンリミテッド)入社 1996年11月 株式会社ITC(現株式会社ABCマート)入 社 1997年 8月 株式会社ユニテッドアローズ入社 2001年 6月 株式会社ユニテッドアローズ取締役就 任 2006年 8月 株式会社バイテック・グローバル・ジャ パン取締役就任 2007年12月 株式会社テレウェイブ(現株式会社アイ フラッグ)入社 2008年 6月 株式会社テレウェイブ(現株式会社アイ フラッグ)取締役就任 2009年 7月 株式会社テレウェイブ(現株式会社アイ フラッグ)代表取締役社長就任 2014年10月 株式会社エスクリ入社 2015年 6月 株式会社エスクリ取締役就任 2017年 3月 株式会社ゆこゆこホールディングス代表 取締役CFO就任 2018年12月 日本和装ホールディングス株式会社常務 取締役就任 2021年 7月 当社常勤監査役就任(現任)	(注) 5	600
監査役 (注) 3	和田 瑞樹	1979年 7月28日生	2003年 4月 株式会社三井住友銀行入社 2005年11月 株式会社サイバーエージェント入社 2010年 4月 株式会社サイバー・バズ監査役就任 2010年10月 株式会社サイバー・バズ取締役就任 2022年 1月 当社監査役就任(現任)	(注) 5	-
監査役 (注) 3	小田 香織	1972年 5月13日生	1995年 4月 株式会社コロネット商会入社 2001年10月 朝日監査法人(現あずさ監査法人)入社 2005年 8月 株式会社jig.jp入社 2012年 3月 株式会社オルトプラス監査役就任 2013年 3月 株式会社オルトダッシュ監査役就任 2015年10月 株式会社エル・エム・ジー(現株式会 社ラバブルマーケティンググループ)監 査役就任 2018年 7月 株式会社Kaizen Platform 監査役就任 (現任) 2019年 1月 株式会社グッドコムアセット監査役就任 2022年 1月 株式会社グッドコムアセット取締役就任 (現任) 2022年 4月 株式会社プレイシンク 監査役就任 2024年12月 当社社外監査役就任(現任)	(注) 5	-
					1,372,150

- (注) 1. 取締役の中村哲朗は戦略推進室、プロダクト開発部、デザイン室を管掌する常勤取締役であります。  
2. 取締役橋浩二は、社外取締役であります。  
3. 監査役高梨宏史・和田瑞樹・小田香織は、社外監査役であります。  
4. 2025年9月16日開催の臨時株主総会終結の時から、2025年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。  
5. 2025年9月16日開催の臨時株主総会終結の時から、2028年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。  
6. 代表取締役栗山規夫の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社エールユーが所有する株式数を含んでいます。

当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は6名で、上級執行役員PRON Iアイミツ事業本部本部長 安田真士、執行役員経営企画部部长 小林亮、執行役員財務経理事務部部长 牟田裕章、執行役員HR部部长 岡田卓摩、執行役員CTOプロダクト開発部部长 竹澤裕次郎、執行役員PRON Iアイミツ事業本部 柿沼勇歩で構成されています。なお、執行役員小林、牟田については内部監査担当者を兼務しています。

2. 2026年3月30日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役4名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下の通りとなる予定です。なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しています。

男性6名 女性1名（役員のうち女性の比率14%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 Founder	栗山 規夫	1980年10月28日生	2003年4月 三菱商事株式会社入社 2004年9月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2012年10月 当社設立 代表取締役就任 2019年12月 当社代表取締役CEO就任 2023年10月 当社代表取締役Founder就任（現任）	(注) 4	1,291,750
代表取締役 CEO	柴田 大介	1980年10月23日生	2003年4月 株式会社三井住友銀行入社 2003年10月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2018年11月 当社取締役就任 2019年12月 当社代表取締役就任 2023年10月 当社代表取締役CEO就任（現任）	(注) 4	62,400
取締役 (注) 1	中村 哲朗	1976年10月25日生	2002年1月 株式会社デジキューブ入社 2004年2月 日本ソフトサービス株式会社（現カルチュア・エクスペリエンス株式会社）入社 2005年8月 株式会社メディアフラッグ（現インパクトホールディングス株式会社）入社 2007年12月 株式会社カカコム入社 2021年5月 当社入社 2021年10月 当社取締役就任（現任）	(注) 4	17,400
取締役 (注) 2	橘 浩二	1975年1月30日生	1997年4月 野村證券株式会社入社 2007年3月 経済産業省入省 2008年7月 MTラボキャピタル株式会社入社 2011年9月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2020年1月 Appier Group株式会社Senior Vice President兼Head of Japan就任（現任） 2025年1月 当社社外取締役就任（現任）	(注) 4	-
常勤監査役 (注) 3	高梨 宏史	1962年5月23日生	1986年4月 株式会社オートラマ（現フォードジャパンリミテッド）入社 1996年11月 株式会社ITC（現株式会社ABCマート）入社 1997年8月 株式会社ユニテッドアローズ入社 2001年6月 株式会社ユニテッドアローズ取締役就任 2006年8月 株式会社バイテック・グローバル・ジャパン取締役就任 2007年12月 株式会社テレウェイブ（現株式会社アイフラッグ）入社 2008年6月 株式会社テレウェイブ（現株式会社アイフラッグ）取締役就任 2009年7月 株式会社テレウェイブ（現株式会社アイフラッグ）代表取締役社長就任 2014年10月 株式会社エスクリ入社 2015年6月 株式会社エスクリ取締役就任 2017年3月 株式会社ゆここホールディングス代表取締役CFO就任 2018年12月 日本和装ホールディングス株式会社常務取締役就任 2021年7月 当社常勤監査役就任（現任）	(注) 5	600
監査役 (注) 3	和田 瑞樹	1979年7月28日生	2003年4月 株式会社三井住友銀行入社 2005年11月 株式会社サイバーエージェント入社 2010年4月 株式会社サイバー・バズ監査役就任 2010年10月 株式会社サイバー・バズ取締役就任 2022年1月 当社監査役就任（現任）	(注) 5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (注) 3	小田 香織	1972年 5 月13日生	1995年 4月 株式会社コロネット商会入社 2001年10月 朝日監査法人(現あずさ監査法人)入社 2005年 8月 株式会社jig.jp入社 2012年 3月 株式会社オルトプラス監査役就任 2013年 3月 株式会社オルトダッシュ監査役就任 2015年10月 株式会社エル・エム・ジー(現株式会社ラバブルマーケティンググループ)監査役就任 2018年 7月 株式会社Kaizen Platform 監査役就任(現任) 2019年 1月 株式会社グッドコムアセット監査役就任 2022年 1月 株式会社グッドコムアセット取締役就任(現任) 2022年 4月 株式会社プレインク 監査役就任 2024年12月 当社社外監査役就任(現任)	(注) 5	-
					1,372,150

- (注) 1. 取締役の中村哲朗は戦略推進室、プロダクト開発部、デザイン室を管掌する常勤取締役であります。  
2. 取締役橘浩二は、社外取締役であります。  
3. 監査役高梨宏史・和田瑞樹・小田香織は、社外監査役であります。  
4. 2026年3月30日開催の定時株主総会の終結の時から、2026年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。  
5. 2025年9月16日開催の臨時株主総会終結の時から、2028年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。  
6. 代表取締役栗山規夫の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社エールユーが所有する株式数を含んでいます。

当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は6名で、上級執行役員PRON Iアイミツ事業本部本部長 安田真士、執行役員経営企画部部長 小林亮、執行役員財務経理部部長 牟田裕章、執行役員HR部部長 岡田卓摩、執行役員CTOプロダクト開発部部長 竹澤裕次郎、執行役員PRON Iアイミツ事業本部 柿沼勇歩で構成されています。なお、執行役員小林、牟田については内部監査担当者を兼務しています。

#### 社外役員の状況

提出日現在、当社の社外役員の体制は、社外取締役1名、社外監査役3名となっております。当社は、2026年3月30日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役4名選任の件」を提案予定としており、当該議案が承認可決された場合、当社の社外役員の状況に変更はありません。当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしています。

社外取締役の橘浩二氏は、金融への深い知見と経験を有しており、当社の経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行うことを期待して選任しています。当社と橘浩二氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと考えています。

社外監査役高梨宏史氏は、企業経営の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営判断及び業務執行の監督に適しており、その経験を活かした適正な監査を受けるとともに、より独立した立場からの監査を確保するため社外監査役として選任しています。なお、当社と同氏との間に、人的関係、資本的又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役和田瑞樹氏は、営業部門から管理部門を管掌し、CFOとして新規市場に従事した経験を有していることから、当社の経営判断及び業務執行の監督に適しており、その経験を活かした適正な監査を受けるとともに、より独立した立場からの監査を確保するため社外監査役として選任しています。なお、当社と同氏との間に、人的関係、資本的又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役小田香織氏は、公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、会計や監査に関する高い見識等を有していることから、当社の経営判断及び業務執行の監督に適しており、その経験を活かした適正な監査を受けるとともに、より独立した立場からの監査を確保するため社外監査役として選任しています。なお、当社と同氏との間に、人的関係、資本的又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は取締役会に出席することにより経営者の業務執行を監督しています。また社外監査役は内部監査担当及び会計監査人と適宜連携し、原則四半期に一回開催される会合にて、監査結果等についての意見交換や協議を実施し、改善状況等を共有することにより、実効性のある監査を実施しています。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

有価証券報告書提出日現在、当社における監査役会は、社外監査役3名で構成されており、うち1名が常勤であります。各監査役は、定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査役会において、情報共有を図っています。監査役監査は、毎期策定される監査計画書に基づき、重要な会議への出席、実地監査、取締役又は使用人への意見聴取を行っています。

監査役会は、原則として月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しています。

当事業年度において個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
高梨 宏史	13回	13回
和田 瑞樹	13回	13回
小田 香織	13回	13回

監査役会では、策定した監査計画に基づき実施した各監査役の監査の報告の他、リスク認識についてのディスカッション、内部監査担当や会計監査人との情報共有、各取締役との意見交換等も実施しています。また、常勤監査役は、重要な会議への席や重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役へ時事情報を発信するなどして情報共有に努めています。

## 内部監査の状況

## 1) 内部監査の組織、人数及び手続

当社は、内部監査室は別途設けていませんが、経営企画部及び財務経理部にて内部監査担当者（執行役員2名）を選出し、内部監査規程に基づき、当社事業部門に対して業務監査を実施しています。内部監査担当者が所属する部門については、自部門以外の担当者が業務監査を実施しています。

内部監査の主な内容としましては、当社が定める「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び規程等に反する事実、業務上の非効率、重大なリスクの放置、内部統制の不備等の異常な事態の有無を調査し、異常な事態を発見した場合には、その原因を究明し、当該事態の抜本的な解消に有効な施策を提言し、当社の経営目標の効果的な達成に役立つことを基本方針としています。

## 2) 内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携

良質な企業統治体制の確立に向けて、いわゆる三様監査（監査役会、内部監査、会計監査）、それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体としての監査の質的向上を図るため、それぞれが独立した関係でありつつ、相互に連携を図っていく方針です。

具体的には下記の方針です。監査役会と会計監査人は、定期的に会合を持ち、会計監査の結果や業務監査の結果の情報を交換し、双方向からの積極的な連携により、監査の品質向上と効率化に努めてまいります。監査役会と内部監査担当者は、適宜に会合を持ち、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、月次報告会、合同監査など、効果的な監査の実施に努めています。内部監査担当者と会計監査人は、必要に応じ会合を持ち、主として財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画と結果について、ミーティングを実施しています。

また、内部監査の実効性を確保するための取組として、内部監査の結果等をCEOのみならず、取締役会及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みを定めて、積極的に意見及び情報を交換しています。

## 会計監査の状況

## 1) 提出会社の監査公認会計士等

## a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

## b. 継続監査期間

3年間

## c. 業務を執行した公認会計士

倉持 直樹

梶井 康貴

## d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 7名

2) 監査法人の選定方針と理由

株式上場を目指すにあたって複数の監査法人と面談を行い、当該監査法人が株式公開の実績、経験豊富な公認会計士を多数有し、万全の体制を整えていること、及び当社ビジネスへの理解を助し、当該監査法人を選定いたしました。

3) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っています。この評価については、監査法人と定期的に会合を持っており、各々の監査方針、監査計画の他、期中に発生した問題点等について情報交換を実施すること、また、事業年度毎に実施される監査法人からの監査報告会において、具体的な決算内容や品質管理体制等の報告を受けることで、監査法人の専門性、独立性及び品質管理体制等を確認しています。

4) 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
20,200	-	26,260	3,500

監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

当社における非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成等に係る費用であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模及び業務の特性、監査日数等を総合的に勘案した上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、監査計画の内容、従前の監査実績、報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をおこなっております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役の報酬については、2025年3月31日開催の定時株主総会の決議により年額2億円以内と定められた報酬総額の上限額の範囲内において、各取締役に求められる職責及び能力等を総合的に勘案の上で個人別の報酬案を作成し、他の業務執行取締役と協議の上、取締役会の決議により一任された代表取締役CEO柴田大介が適正な報酬額を決定しております。委任理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役CEOが最も適しているためであります。

監査役の報酬については、2025年3月31日開催の定時株主総会の決議により年額2,000万円以内と定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しています。

非金銭報酬等についてはストックオプションを付与しており、その報酬額等についてはストックオプションの回次別に、付与時点における会社業績、職責等に応じて都度決定します。

当事業年度における役員の報酬等の額の決定過程は、上記の通りに決定しています。

なお、業績連動報酬・退職慰労金については該当事項はありません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	80,575	64,375	-	-	16,200	4
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	17,743	17,600	-	-	143	4

取締役の区分において、報酬等の総額には、当事業年度中に辞任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれ、対象となる役員の員数には同氏が含まれています。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等  
該当事項はありません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの  
該当事項はありません

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

・保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容  
該当事項はありません。

・銘柄数及び貸借対照表計上額  
該当事項はありません。

・特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの  
該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的  
に変更したもの  
該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、顧問税理士や監査法人と連携し、税務・会計の改正を適宜把握することにより、社内における専門知識の蓄積に努めております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,234,554	2,457,719
売掛金	255,973	345,977
貯蔵品	89	13
前渡金	1,962	5,720
前払費用	78,680	69,850
その他	9,989	10,373
貸倒引当金	20,188	21,528
流動資産合計	1,561,061	2,868,125
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	44,492	44,492
減価償却累計額	17,320	21,634
建物附属設備(純額)	27,172	22,857
構築物	556	556
減価償却累計額	245	301
構築物(純額)	310	255
工具、器具及び備品	14,954	16,399
減価償却累計額	10,173	10,879
工具、器具及び備品(純額)	4,780	5,519
有形固定資産合計	32,263	28,632
無形固定資産		
ソフトウェア	-	102,653
無形固定資産合計	-	102,653
投資その他の資産		
長期前払費用	68	2,781
破産更生債権等	1,843	1,562
繰延税金資産	113,402	287,466
その他	64,703	64,703
貸倒引当金	1,843	1,562
投資その他の資産合計	178,174	354,950
固定資産合計	210,437	486,237
資産合計	1,771,498	3,354,362

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	1 125,787	265,818
未払金	185,447	325,390
未払費用	47,702	83,303
未払法人税等	530	2,290
未払消費税等	64,064	100,532
賞与引当金	49,245	107,259
前受金	2 32,556	2 25,481
預り金	21,141	25,300
流動負債合計	526,474	935,375
固定負債		
長期借入金	1 581,420	787,072
その他	396	99
固定負債合計	581,816	787,171
負債合計	1,108,291	1,722,546
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	833,636	970,145
資本剰余金合計	833,636	970,145
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	281,125	518,448
利益剰余金合計	281,125	518,448
株主資本合計	652,510	1,588,593
新株予約権	10,696	43,222
純資産合計	663,207	1,631,816
負債純資産合計	1,771,498	3,354,362

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
売上高	2,197,804	3,233,597
売上原価	360,248	290,478
売上総利益	1,837,555	2,943,119
販売費及び一般管理費	1,221,797	1,257,399
営業利益又は営業損失( )	384,242	369,720
営業外収益		
受取利息	290	1,841
補助金収入	4,702	-
ポイント収入	7,136	9,478
その他	846	1,958
営業外収益合計	12,975	13,279
営業外費用		
支払利息	11,828	14,189
支払手数料	-	6,000
その他	-	1,000
営業外費用合計	11,828	21,189
経常利益又は経常損失( )	383,095	361,809
特別損失		
固定資産除却損	2,242	-
特別損失合計	242	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	383,337	361,809
法人税、住民税及び事業税	530	2,290
法人税等調整額	113,402	174,063
法人税等合計	112,872	171,773
当期純利益又は当期純損失( )	270,464	533,582

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)		当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	187,275	52.0	220,813	54.9
経費		172,973	48.0	181,086	45.1
小計		360,248	100.0	401,899	100.0
合計		360,248		401,899	
他勘定振替高	2	-		111,421	
当期売上原価		360,248		290,478	

原価計算の方法

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
外注費(千円)	82,529	90,301
通信費(千円)	43,026	34,662
支払手数料(千円)	47,417	47,355

2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
ソフトウェア仮勘定 (千円)	-	111,421

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	-	1,562,717	1,562,717
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	-
減資	-	-	-	-
欠損填補	-	-	729,081	729,081
当期純損失（ ）	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	729,081	729,081
当期末残高	100,000	-	833,636	833,636

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	739,742	739,742	922,975	-	922,975
当期変動額					
新株の発行	-	-	-	-	-
減資	-	-	-	-	-
欠損填補	729,081	729,081	-	-	-
当期純損失（ ）	270,464	270,464	270,464	-	270,464
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	10,696	10,696
当期変動額合計	458,616	458,616	270,464	10,696	259,768
当期末残高	281,125	281,125	652,510	10,696	663,207

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	-	833,636	833,636
当期変動額				
新株の発行	201,250	201,250	-	201,250
減資	201,250	201,250	402,500	201,250
欠損填補	-	-	265,991	265,991
当期純利益	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	136,508	136,508
当期末残高	100,000	-	970,145	970,145

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	281,125	281,125	652,510	10,696	663,207
当期変動額					
新株の発行	-	-	402,500	-	402,500
減資	-	-	-	-	-
欠損填補	265,991	265,991	-	-	-
当期純利益	533,582	533,582	533,582	-	533,582
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	32,526	32,526
当期変動額合計	799,574	799,574	936,082	32,526	968,609
当期末残高	518,448	518,448	1,588,593	43,222	1,631,816

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	383,337	361,809
減価償却費	7,336	15,764
敷金償却費	2,470	-
株式報酬費用	10,696	32,526
貸倒引当金の増減額( は減少)	1,019	1,058
賞与引当金の増減額( は減少)	49,245	58,013
受取利息及び受取配当金	290	1,841
支払利息	11,828	14,189
営業外費用における支払手数料	-	6,000
売上債権の増減額( は増加)	59,481	90,003
前払費用の増減額( は増加)	7,188	8,661
未払金の増減額( は減少)	2,765	139,645
未払費用の増減額( は減少)	2,987	35,168
前受金の増減額( は減少)	8,538	7,075
未払消費税等の増減額( は減少)	45,819	36,467
その他	5,788	10,700
小計	329,626	599,684
利息及び配当金の受取額	290	1,841
利息の支払額	11,547	13,587
法人税等の支払額	2,331	767
営業活動によるキャッシュ・フロー	343,214	587,171
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	1,152	3,366
無形固定資産の取得による支出	-	102,822
その他	0	35,004
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,152	71,184
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	-	494,000
長期借入金の返済による支出	179,184	154,317
株式の発行による収入	-	402,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	179,184	742,183
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	523,551	1,258,169
現金及び現金同等物の期首残高	1,723,100	1,199,549
現金及び現金同等物の期末残高	1,199,549	2,457,719

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

構築物 10年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担すべき額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社はBtoB受発注プラットフォームを運営し、顧客である受注企業への発注企業の案件紹介や、顧客の商品及びサービス役務の広告宣伝を目的とした記事又は図版を掲載するサービスの提供を行っております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な売上取引における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りです。

なお、いずれの売上取引においても、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

初期費用売上

当社は顧客への月額課金売上のサービスの提供を開始する際に、当社が運営するプラットフォームを顧客が利用するためのシステム登録やサービス利用に関する説明を行っております。これらに関して当社が提供するサービスは、月額課金売上で提供するサービスと一体で行われるものであり、単独で顧客が便益を享受するものではないことから、月額課金売上の一体の履行義務として識別しております。そのため、関連する他の売上取引のサービス提供に応じて履行義務の充足を認識しており、一定期間に応じて収益を認識しております。

取引の対価は、契約条件に従い、顧客との契約の締結が完了した月の月末から概ね1か月で受領しております。

月額課金売上

月額課金売上では、顧客への発注企業の案件紹介や記事等の掲載のサービスを提供することを履行義務として識別しており、契約に基づいたサービスの提供期間を通じて履行義務が充足されるため、一定期間に応じて収益を認識しております。

取引の対価は、契約で定められた固定の利用料金を月次で請求しております。

従量課金売上

従量課金売上では、顧客に発注企業の案件紹介することを履行義務として識別しており、当社から顧客への発注企業の案件紹介の件数に応じ、一時点で収益を認識しております。

取引の対価は、顧客への発注企業の案件紹介の件数に応じ、月次で顧客に請求し、短期のうちに受領しております。

成約手数料売上

成約手数料売上は、顧客へ発注企業の案件紹介を行った後、顧客と発注企業との間で案件が最終的に成立した際に、顧客から成約手数料を受領します。発注企業から顧客への成立した案件に係る支払金額が確定し、顧客からその旨の報告を受けた一時点で収益を認識しております。

取引の対価は、案件成立の報告を受けた後、短期のうちに受領しております。

4．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. (繰延税金資産)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	113,402	287,466
繰延税金資産 (繰延税金負債と相殺前の金額)	113,418	287,563

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の課税所得の見積りや一時差異等のスケジュールリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

主要な仮定

将来の課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、当該事業計画における主要な仮定は売上高の計画の基礎となるマッチング成立数であり、過年度の実績と市場環境等を勘案して見積っております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、これによる財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた1,136千円は、「受取利息」290千円、「その他」846千円として組み替えております。

(有価証券明細表)

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

## (貸借対照表関係)

## 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
現金及び預金	35,004千円	- 千円
計	35,004	-

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	10,008千円	- 千円
長期借入金	810	-
計	10,818	-

## 2 契約負債

契約負債については、流動負債の「前受金」に計上しております。

契約負債の金額は財務諸表「注記事項(収益認識関係)3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

## (損益計算書関係)

## 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度63%、当事業年度62%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度37%、当事業年度38%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
給料手当	804,788千円	761,770千円
賞与引当金繰入	39,011	100,271
外注費	215,433	158,497
広告宣伝費	525,068	812,718
減価償却費	7,336	6,997
貸倒引当金繰入	9,441	5,845

## 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
構築物	242千円	- 千円
工具、器具及び備品	0	-
固定資産除却損合計	242	-

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度期首株式数(株)	前事業年度増加株式数(株)	前事業年度減少株式数(株)	前事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	224,725	-	-	224,725
A種優先株式	21,970	-	-	21,970
B種優先株式	75,027	-	-	75,027
C種優先株式	91,534	-	-	91,534
合計	413,256	-	-	413,256

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				前事業年度末残高(千円)
			前事業年度期首	前事業年度増加	前事業年度減少	前事業年度末	
提出会社	第2回新株予約権	A種優先株式	3,296	-	-	3,296	-
	第3回新株予約権	B種優先株式	3,601	-	-	3,601	-
	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	10,696
合計		-	6,897	-	-	6,897	10,696

(注) 上記のストック・オプションとしての新株予約権は、当事業年度末において権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1. 2. 3.	224,725	4,157,835	-	4,382,560
A種優先株式 (注) 1.	21,970	-	21,970	-
B種優先株式 (注) 1.	75,027	-	75,027	-
C種優先株式 (注) 1.	91,534	-	91,534	-
合計	413,256	4,157,835	188,531	4,382,560
自己株式				
A種優先株式 (注) 1.	-	21,970	21,970	-
B種優先株式 (注) 1.	-	75,027	75,027	-
C種優先株式 (注) 1.	-	91,534	91,534	-
合計	-	188,531	188,531	-

(注) 1. 当社は、2025年9月15日付でA種優先株式21,970株、B種優先株式75,027株、C種優先株式91,534株を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に普通株式21,970株、B種優先株主に普通株式75,027株、C種優先株主に普通株式91,534株を交付し、2025年9月15日付で自己株式として保有するA種優先株式21,970株、B種優先株式75,027株、C種優先株式91,534株を全て消却しております。

2. 当社は、2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行いました。これにより、発行済株式総数は3,719,304株増加しております。
3. 当社は、2025年12月24日に東京証券取引所グロース市場へ上場しました。上場にあたり2025年12月23日を払込期日とする公募増資（ブックビルディング方式による募集）による新株式250,000株を発行しております。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第2回新株予約権 (取得条項の定めによる新株予約権の取得と引換えに交付された新株予約権) (注)1.	普通株式	3,296	29,664	-	32,960	-
	第3回新株予約権 (注)1.	普通株式	3,601	32,409	-	36,010	-
	ストック・オプションとしての新株予約権(注)2.	-	-	-	-	-	43,222
合計		-	6,897	62,073	-	68,970	43,222

(注)1. 当事業年度増加は、普通株式1株につき10株の割合で行った株式分割によるものであります。

2. 上記のストック・オプションとしての新株予約権は、当事業年度末において権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
現金及び預金勘定	1,234,554千円	2,457,719千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	35,004	-
現金及び現金同等物	1,199,549	2,457,719

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
1年内	101,802千円	25,450千円
1年超	25,450	-
合計	127,253	25,450

(注) 当事業年度における未経過リース料は、本社オフィスの定期建物賃貸借契約に基づく賃料及び共益費であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に事業運営に必要な投資計画に照らして、必要な資金を第三者割当による株式の発行や金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資は短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

未払金は、ほとんど1か月以内の支払期日であります。借入金は、主にマーケティングや人件費等の運転資金としての調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新することで、適切な現預金残高水準を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 破産更生債権等	1,843		
貸倒引当金(3)	1,843		
	-	-	-
資産計	-	-	-
(1) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	707,207	684,764	22,443
負債計	707,207	684,764	22,443

- (1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 「売掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (3) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 破産更生債権等	1,562		
貸倒引当金(3)	1,562		
	-	-	-
資産計	-	-	-
(1) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,052,890	1,016,801	36,089
負債計	1,052,890	1,016,801	36,089

- (1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 「売掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (3) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,234,554	-	-	-
売掛金	255,973	-	-	-
合計	1,490,527	-	-	-

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,457,719	-	-	-
売掛金	345,977	-	-	-
合計	2,803,696	-	-	-

(注) 2 . 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	125,787	237,670	43,750	-	-	300,000
合計	125,787	237,670	43,750	-	-	300,000

当事業年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	265,818	83,758	340,008	40,008	23,298	300,000
合計	265,818	83,758	340,008	40,008	23,298	300,000

3 . 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	-	-	-	-
資産計	-	-	-	-
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	684,764	-	684,764
負債計	-	684,764	-	684,764

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	-	-	-	-
資産計	-	-	-	-
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	-	1,016,801	-	1,016,801
負債計	-	1,016,801	-	1,016,801

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額により算定しており、観察できないインプットである貸倒見積高等による影響があるため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

また、長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

（ストック・オプション等関係）

## 1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	前事業年度 （自2024年1月1日 至2024年12月31日）	当事業年度 （自2025年1月1日 至2025年12月31日）
売上原価	871	4,174
販売費及び一般管理費	9,824	28,351

## 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社役員4名及び従業員125名及び当社取引先法人1社及び当社取引先個人1名	当社役員4名及び従業員99名	当社取引先法人1社及び当社取引先個人1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 149,600株	普通株式 386,980株	普通株式 11,550株
付与日	2024年1月31日	2025年1月31日	2025年1月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていません。	対象勤務期間は定めていません。	対象勤務期間は定めていません。
権利行使期間	自 2026年2月1日 至 2034年1月31日	自 2027年2月1日 至 2035年1月31日	自 2027年2月1日 至 2035年1月31日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

ストック・オプションの数

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	149,600	-	-
付与	-	386,980	11,550
失効	49,270	2,460	-
権利確定	-	-	-
未確定残	100,330	384,520	11,550
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

(注) 2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	229.4	117.5	117.5

(注) 2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の権利行使価格及び付与日における公正な評価単価を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しています。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、DCF方式の結果を勘案して決定しています。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額

881,606千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2024年12月31日 )	当事業年度 ( 2025年12月31日 )
<b>繰延税金資産</b>		
税務上の繰越欠損金 ( 注 ) 2	797,176千円	640,113千円
繰越税額控除限度超過額	-	14,717
未払費用	3,572	12,116
貸倒引当金	6,979	7,052
賞与引当金	17,034	37,100
株式報酬費用	3,699	-
資産除去債務	13,386	13,711
その他	6,600	5,246
繰延税金資産小計	848,449	730,058
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 ( 注 ) 2	715,469	412,169
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	19,561	30,325
評価性引当額小計 ( 注 ) 1	731,031	442,494
繰延税金資産合計	113,418	287,563
<b>繰延税金負債</b>		
未収還付法人税等	15	97
繰延税金負債合計	15	97
繰延税金資産 ( 負債 ) の純額	113,402	287,466

( 注 ) 1. 税務上の繰越欠損金が減少したため、評価性引当額に重要な変動が生じております。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 ( 2024年12月31日 )

( 単位 : 千円 )

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 ( 1 )	1,981	-	7,558	-	39,346	748,290	797,176
評価性引当額	-	-	-	-	-	715,469	715,469
繰延税金資産 ( 2 )	1,981	-	7,558	-	39,346	32,821	81,707

( 1 ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

( 2 ) 繰越欠損金のうち、翌事業年度の課税所得の見込みにより回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておらず、繰延税金資産として計上しております。

当事業年度 ( 2025年12月31日 )

( 単位 : 千円 )

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 ( 1 )	-	-	-	-	-	640,113	640,113
評価性引当額	-	-	-	-	-	412,169	412,169
繰延税金資産 ( 2 )	-	-	-	-	-	227,943	227,943

( 1 ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

( 2 ) 繰越欠損金のうち、翌事業年度の課税所得の見込みにより回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておらず、繰延税金資産として計上しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	- %	34.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	4.0
住民税均等割	-	0.6
評価性引当額の増減	-	86.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	47.5

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、2027年1月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の34.59%から35.43%に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

退去時における原状回復費用については、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

(単位:千円)

	収益金額
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,052,909
一時点で移転される財又はサービス	1,144,895
顧客との契約から生じる収益	2,197,804
外部顧客への売上高	2,197,804

(注) 1. 一定の期間にわたり移転される財又はサービスには、主に初期費用売上、月額課金売上が含まれております。

2. 一時点で移転される財又はサービスには、主に従量課金売上、成約手数料売上が含まれております。

当事業年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位:千円)

	収益金額
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,003,231
一時点で移転される財又はサービス	2,230,366
顧客との契約から生じる収益	3,233,597
外部顧客への売上高	3,233,597

(注) 1. 一定の期間にわたり移転される財又はサービスには、主に初期費用売上、月額課金売上が含まれております。

2. 一時点で移転される財又はサービスには、主に従量課金売上、成約手数料売上が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

前事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：千円）

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	196,492
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	255,973
契約負債（期首残高）	41,094
契約負債（期末残高）	32,556

(注) 1. 貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に、契約負債は「前受金」に含まれております。

2. 契約負債は顧客からマッチング事業における役務提供前に受領した前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は40,896千円であります。

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

（単位：千円）

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	255,973
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	345,977
契約負債（期首残高）	32,556
契約負債（期末残高）	25,481

(注) 1. 貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に、契約負債は「前受金」に含まれております。

2. 契約負債は顧客からマッチング事業における役務提供前に受領した前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は32,556千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

当社はマッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当事業年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

当社はマッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客売上高のうち、売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客売上高のうち、売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）  
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
前事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主及び役員	栗山規夫	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 11.8 間接 29.0	債務被保証	金融機関借入に関する連帯保証	55,357	-	-

(注) 当社は、金融機関借入に対して、代表取締役栗山規夫より債務保証を受けております。取引金額は期末の借入残高を記載しております。また、保証料の支払いは行っておりません。また、当該債務被保証については、2025年8月までに全て解消しております。

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）  
該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

	前事業年度 ( 自2024年 1 月 1 日 至2024年12月31日 )	当事業年度 ( 自2025年 1 月 1 日 至2025年12月31日 )
1 株当たり純資産額	1,033.41円	362.48円
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 ( )	65.45円	128.92円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	-	115.82円

- ( 注 ) 1 . 前事業年度の 1 株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
- 2 . 前事業年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価を把握できないため、また、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 3 . 2025年 9 月17日付で普通株式 1 株につき10株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を算定しております。
- 4 . 当社は、2025年12月24日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、2025年12月期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は、新規上場日から2025年12月の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
- 5 . 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

	前事業年度 ( 自2024年 1 月 1 日 至2024年12月31日 )	当事業年度 ( 自2025年 1 月 1 日 至2025年12月31日 )
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失		
当期純利益又は当期純損失 ( ) ( 千円 )	270,464	533,582
普通株主に帰属しない金額 ( 千円 )	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 ( ) ( 千円 )	270,464	533,582
普通株式の期中平均株式数 ( 株 )	4,132,560	4,138,724
( うち普通株式数 ( 株 ) )	( 2,247,250 )	( 4,138,724 )
( うち A 種優先株式数 ( 株 ) )	( 219,700 )	( - )
( うち B 種優先株式数 ( 株 ) )	( 750,270 )	( - )
( うち C 種優先株式数 ( 株 ) )	( 915,340 )	( - )
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 ( 千円 )	-	-
普通株式増加数 ( 株 )	-	468,356
( うち新株予約権 ( 株 ) )	( - )	( 468,356 )
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 3 種 新株予約権の数218,570個 普通株式2,185,700株	-

(重要な後発事象)  
(資本金の額の減少)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、資本金の額の減少について2026年3月30日開催予定の第14期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 減資の目的

当社の現在の事業規模を踏まえ、今後の財務内容の健全性の維持と資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

2. 減資の要領

(1)減少する資本金の額

資本金の額のうち、90,000千円を減少いたします。

(2)減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額90,000千円の全額をその他資本剰余金へ振り替えることといたします。

3. 減資の日程

(1)取締役会決議日	2026年2月13日
(2)定時株主総会決議日	2026年3月30日(予定)
(3)債権者異議申述公告日	2026年4月8日(予定)
(4)債権者異議申述最終期日	2026年5月8日(予定)
(5)減資の効力発生日	2026年5月15日(予定)

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	27,172	-	-	27,172	21,634	4,314	22,857
構築物	310	-	-	310	301	55	255
工具、器具及び備品	4,780	3,366	275	7,871	12,525	2,351	5,519
有形固定資産計	32,263	3,366	275	35,353	34,460	6,720	28,632
無形固定資産							
ソフトウェア	-	111,421	-	111,421	8,767	8,767	102,653
ソフトウェア仮勘定	-	111,421	111,421	-	-	-	-
無形固定資産計	-	222,843	111,421	111,421	8,767	8,767	102,653
長期前払費用	68	4,172	1,459	2,781	-	-	2,781

(注) 1. 長期前払費用の期間配分は減価償却とは性格が異なるため、償却累計額及び当期償却額には含めておりません。

2. 無形固定資産のソフトウェアの当期増加額の主なものは、自社利用ソフトウェアの開発によるものであります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	125,787	265,818	1.6%	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	581,420	787,072	1.6%	2027年7月~ 2032年3月
合計	707,207	1,052,890	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	83,758	340,008	40,008	23,298

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	22,032	12,346	5,266	6,021	23,090
賞与引当金	49,245	147,287	89,274	-	107,259

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替法による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	2,457,719
小計	2,457,719
合計	2,457,719

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ROBOT PAYMENT	101,076
Square株式会社	21,257
株式会社マネーフォワード	14,010
株式会社LayerX	12,080
株式会社カオナビ	11,896
その他	185,655
合計	345,977

(注) 株式会社ROBOT PAYMENTに対する売掛金は、債権譲渡契約に基づき、当社の一部得意先に対する売掛債権を株式会社ROBOT PAYMENTに債権譲渡した結果、発生した売掛金であります。

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
255,973	3,623,488	3,533,485	345,977	91.1%	30.3

ハ．棚卸資産

区分	金額(千円)
貯蔵品	
切手・印紙等	13
小計	13
合計	13

固定資産

イ．繰延税金資産

繰延税金資産は、287,466千円であり、その内容については「1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

流動負債

イ．未払金

相手先	金額(千円)
Google合同会社	138,195
給与	104,837
Microsoft	8,700
Notion Labs, inc.	7,896
株式会社Piece In	7,731
その他	58,029
合計	325,390

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高(千円)	1,432,113	3,233,597
税引前中間(当期)純利益 (千円)	174,185	361,809
中間(当期)純利益(千円)	214,679	533,582
1株当たり中間(当期)純利 益(円)	51.95	128.92

(注) 1. 当社は、2025年12月24日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしましたので、中間会計期間に係る半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間に係る中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により期中レビューを受けております。

2. 当社は、2025年9月17日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

## 第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 1 月 1 日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日から 3 か月以内
基準日	毎事業年度の末日
剰余金の配当の基準日	毎年 6 月30日、毎年12月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。 <a href="https://www.proni.co.jp">https://www.proni.co.jp</a> ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次にあげる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- ( 1 ) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- ( 2 ) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- ( 3 ) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

2025年11月20日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

2025年12月8日関東財務局長に提出。

2025年11月20日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 有価証券届出書の訂正届出書

2025年12月16日関東財務局長に提出。

2025年11月20日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(4) 臨時報告書

2025年12月24日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2026年3月25日

PRON I株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 倉持 直樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 梶井 康貴

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているPRON I株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PRON I株式会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ITシステムに高度に依存した売上高	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、DX関連を中心としたサービス領域において、発注企業と受注企業の最適なマッチングの実現を目指すBtoB受発注プラットフォーム「PRON I アイミツ」の運営を主要な事業としている。注記事項（収益認識関係）に記載のとおり、当事業年度における会社の外部顧客への売上高は3,233,597千円である。</p> <p>会社は、サービス利用に際しては、発注企業の利用料を無料とし、会社の顧客である受注企業からマッチング手数料やシステム利用料等を受領する仕組みを採用している。注記事項（重要な会計方針）3．収益及び費用の計上基準に記載のとおり、会社の主要な売上取引としては、会社が顧客に提供するサービスの提供期間に応じて計上される月額課金売上や初期費用売上、顧客への発注企業の案件紹介の件数に応じて計上される従量課金売上、発注企業から顧客への成立した案件に係る支払金額が確定し、顧客からその旨の報告を受けた時点で計上される成約手数料売上があり、会社の売上取引の形態は多岐にわたる。</p> <p>加えて、会社が取引を行う顧客数やその契約件数は多く、1件当たりの取引金額は比較的少額であるものの、反復継続的に処理される取引件数は膨大である。</p> <p>会社は各売上取引の処理に当たり、取引記録の正確性を担保するため、独自に開発したシステムも含め、複数のITシステムが相互に連携する仕組みを構築しており、また、売上取引に関連するITシステムにて処理される売上高の金額や計上時期は、自動化された業務処理統制に高度に依存している。当該統制に不備があった場合には、その影響が広範囲に及び財務報告に重要な影響を与える可能性がある。</p> <p>以上より、当監査法人は、ITシステムに高度に依存した売上高を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、IT全般統制の評価において監査法人内のITの専門家を関与させ、また、売上取引に関連するITシステムにおけるデータフロー、処理プロセス及び自動化された業務処理統制を理解し、内部統制の有効性を評価するため、主として以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売上取引に関連するITシステムのプログラム変更時における責任者の承認証跡の閲覧、重要データ・ファイルへのアクセス権限付与・変更における責任者の承認やアクセス権限の定期的な点検の証跡の閲覧、システム管理者への質問、対象のシステムに関する受託業務に係る内部統制の保証報告書の閲覧等によりIT全般統制の有効性を評価した。</li> <li>・ 売上取引に関連するITシステムによる自動化された業務処理統制を理解するため、システム管理者へ質問又は仕様書等を閲覧した。</li> <li>・ 売上取引に関連するITシステムにおいて、売上高の金額や計上時期が正しいロジックで処理されていることを検証するため、売上高の計算に用いられる取引情報とシステム間で連携された契約情報等を照合した上で、当該システムで処理された売上高の再計算を実施し、自動化された業務処理統制の有効性を評価した。</li> <li>・ 売上取引に関連するITシステムから会計システムへのデータの連携が網羅的かつ正確に行われていることを評価するため、売上取引に関連するITシステムから出力したデータと会計システムに計上された売上高の照合を実施した。</li> </ul> <p>以上の内部統制の有効性を評価する手続に加え、売上高の正確性を検討するために、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間を通じて売上高に計上された取引を対象にサンプルを抽出し、各サンプル取引の計上時期や金額について、契約書、従量管理履歴、成約報告履歴、入金証憑等の関連証憑と照合した。</li> </ul>

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）及び（税効果会計関係）に記載のとおり、当事業年度末において会社は287,563千円（繰延税金負債と相殺前）の繰延税金資産を計上している。</p> <p>会社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断している。</p> <p>将来の課税所得の見積りは事業計画を基礎としている。当該事業計画における主要な仮定は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、売上高の計画の基礎となるマッチング成立数であり、過年度の実績と市場環境等を勘案して見積っている。</p> <p>以上より、繰延税金資産の回収可能性の検討において、将来の事業計画における主要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社の繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>繰延税金資産の回収可能性に関して、会社の税効果計算シート等による回収可能額の算定プロセスを検討し、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</li> <li>「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、会社の過去の課税所得の推移や経営環境等を勘案し、将来課税所得の見積りを検討することにより、企業分類を評価した。</li> <li>将来減算一時差異の将来の解消予定時期や解消見込額について検討した。</li> <li>将来事業計画の策定プロセスの有効性を評価するため、過年度の事業計画と実績を比較した。</li> <li>将来の課税所得の見積りの基礎となる将来事業計画について、その策定の前提となる事項の理解のために、経営者等への質問や取締役会等の議事録閲覧を実施した。さらに、その主要な仮定であるマッチング成立数に対し、過去実績を用いた趨勢分析や外部データを用いたトレンド分析を実施した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。